

(案)

提言

我が国の子どもの成育環境の改善にむけて
—成育空間の課題と提言 2020—



令和2年（2020年）〇月〇日

日 本 学 術 会 議

心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会
・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同

子どもの成育環境分科会

この提言は、日本学術会議心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同 子どもの成育環境分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会
・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同 子どもの成育環境分科会

委員長	木下 勇	(連携会員)	大妻女子大学社会情報学部環境情報学専攻教授
副委員長	水口 雅	(第二部会員)	東京大学大学院医学系研究科国際保健学専攻教授
幹事	三輪 律江	(連携会員)	横浜市立大学国際教養学部都市学系准教授
幹事	斎尾 直子	(連携会員)	東京工業大学環境・社会理工学院建築学系准教授
	神尾 陽子	(第二部会員)	お茶の水女子大学客員教授、発達障害クリニック附属発達研究所所長
	赤松佳珠子	(連携会員)	法政大学デザイン工学部建築学科教授
	浅野みどり	(連携会員)	名古屋大学大学院医学系研究科総合保険学専攻教授
	伊香賀俊治	(連携会員)	慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授
	内田 伸子	(連携会員)	IPU 環太平洋大学教授・お茶の水女子大学名誉教授
	加野 芳正	(連携会員)	香川短期大学学長・教授
	神吉紀世子	(連携会員)	京都大学工学研究科建築学専攻教授
	定行まり子	(連携会員)	日本女子大学家政学部教授
	田中 稲子	(連携会員)	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授
	都築 和代	(連携会員)	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
	中坪 史典	(連携会員)	広島大学大学院教育学研究科准教授
	福井 秀夫	(連携会員)	政策研究大学院大学教授、まちづくりプログラムディレクター
	湯川嘉津美	(連携会員)	上智大学総合人間科学部教授
	吉野 博	(連携会員)	東北大学名誉教授
	仙田 満	(特任連携会員)	東京工業大学名誉教授

本提言の作成にあたり、以下の方々に御協力いただいた。(*は当時の所属・役職)

西村 文彦	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課企画調整官
小酒井淑乃	国土交通省 都市局都市政策課都市環境政策室 課長補佐
野村 亘	都市局 公園緑地・景観課 公園利用推進官
五十川泰史	道路局 道路交通安全対策室長*
葉袋奈美子	日本女子大学家政学部教授

宮崎 祐治 社会福祉法人 日本保育協会
高橋 秀俊 国立精神・医療研究センター児童期精神保健研究室長
山中 龍宏 緑園こどもクリニック院長

本提言の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務 松室 寛治 参事官（審議第二担当）
五十嵐久留美 参事官（審議第二担当）付参事官補佐
加藤 雅之 参事官（審議第二担当）付審議専門職付

要 旨

1 作成の背景

本分科会は日本学術会議第一、二、三部の分野横断的分科会であり、これまで空間、時間、方法、コミュニティと4つのテーマで検討し、提言・報告してきた。子どもの成育環境がますます悪化している今日の状況を鑑みて、さらに具体的施策に展開すべくその方策の立案を検討してきた成果を提言としてまとめるに至った。

2 現状及び問題点

我が国では、少子化傾向に歯止めがかからず、児童虐待の増加、子どもの貧困の深刻化、子ども・若者の自殺率の高さ等、子ども受難の様相を示している。海外と比較しても子ども関連の予算、投資の少なさが際立ち、その方向転換が望まれる。また安全・安心への保護者の意識も働き、習い事などに幼少期から時間が割かれ、外遊びの機会が減少し、子どもの人権や子どもの心身が成長する環境への理解も進まず、外遊びへの不寛容な社会の傾向が強まっている。そして子どもの声を聴くというような子ども自身に向けた施策も少ない。子どもの立場に立ち総合的に子どもに関わる横断的施策の推進が急務である。

3 提言

(1) 子どもを中心においた投資と政策を（予算と政策）

① 子ども関連の予算と評価システム

子どもの予算を明確にし、評価を行なうための具体的指標および追跡システムを包含した予算策定、および事後評価システムの確立が求められる。

② 子どもの総合的政策と法整備

子どもの成育を保障する総合的な法整備と地方と連携した総合的政策を進め、省庁横断的な調整権限を有する部署への再編か半永久的な対策本部の設置が必要である。

③ 子どもに関する研究・データの蓄積と科学的知見に基づく政策

子どもの心身の発達、事故情報等、総合的な子ども関連のデータを蓄積し、評価、政策立案に活用できる研究の中心的機関を整備するべきである。

④ 子どもの声の施策反映と子どもの社会参画の推進

子ども参画で「住み続けられるまちづくり」などSDGsへの国際的協調をはかる。

(2) 胎児期・幼児期・児童期・青年期の各ステージで子ども自身の力が育まれる環境・社会づくりへ

① 各成長ステージで子どもが健全に育つことができる環境の改善

困難な状況を胎児期から把握し、成長発達段階ごとに成育空間を捉えるべきである。

② 子どもの主体性を培う外遊びの総合的価値と非認知能力獲得の重要性

非認知能力獲得をはじめ人間発達の上での遊びの総合的価値の重要性について、国をあげて訴え、多様な外遊びの機会を保障するべきである。

(3) 子どもの育ちを多世代で継続的に見守り包括的に支援する社会づくりへ

① 子どもの育ちを軸に切れ目なく包括的にサポートする体制

胎児期から親になるまでの切れ目ない子育て支援の包括ケアシステムを、保健・保育・教育・児童福祉と住環境の分野横断的に連携してはかるべきである。

② 子どもに寛容な地域コミュニティ形成と多様な居場所づくり

子どもに寛容な地域社会を構築しつつ、子ども食堂やみんなの食堂のような、子どもの居場所となる拠点づくりを積極的に進めるべきである。

③ 子どもの育ちを支援する職能・専門家の養成と雇用促進

プレーワーカー等の職能を保障し、その養成プログラムを高等教育に設け、放課後や長期休暇プログラムの担い手として雇用を促進するべきである。

④ 子どもの成育環境改善への意識啓発と子どもの主体教育

本提言の趣旨の社会への啓発と子ども自身もその主体として学ぶ機会を設ける。

(4) 子どものための政策拡大と分野横断的な体制を強化し居場所となる空間づくりを ＜日常生活圏＝住環境＞

① 住まい、住宅地

子どもが安全にしかも活発に地域で遊び、子どもの育ちに配慮した住まいづくり、集いの場、住宅地づくりを進めるべきである。

② 住宅地の中の道

住宅地内の道を子どもが遊び、沿道コミュニティが形成されるくらしの道ゾーン、ウォークアブルシティ等を一層推進するべきである。

③ 住宅地の中のコモン（公園、緑地、オープンスペースなど）

地域の人々の目が届く中で、子どもが危険を伴う遊び（リスクプレイ）に挑戦するよう成長を見守る空間形成をはかるべきである。

④ 子どものための専門施設（学校、保育園、児童館など）

多様な個性、発達段階の子どもに対応して保育や教育施設は選択肢が多く、柔軟性、環境性能にも優れた質の高い空間とするべきである。

⑤ 多世代・多機能が共存する地域施設（コミュニティセンター、図書館、福祉施設など）

公共的な地域施設は子どもたちも含めて多世代が共存共栄する複合的な機能を持ち、その機能が連携、相乗効果を産むように運営をはかるべきである。

⑥ 医療・健康施設

子どもが長期入院する施設には遊びや学びの施設、そして CLS（Child Life Specialist）等の専門家を配置するべきであり、子どもホスピスの拡充も望まれる。

＜プログラム（非日常の体験、子どものところに向く）＞

⑦ 自然環境へのアクセス

長期休暇期間中は大自然の中でのキャンプや農村生活体験等のプログラムを行政施策としても推進するべきである。

⑧ 子どものところに向くアウトリーチ（訪問型の支援サービス）

プレーバス等の移動式遊び支援で、多様な体験を子どもに提供するアウトリーチは日常の子ども生活に、また災害時にも必要である。

目 次

1	はじめに	1
2	提言の背景	2
3	現状の問題と改善の方向	4
	(1) 子どもを中心においた包括的な子ども施策の欠如がもたらす課題	
	(2) 胎児期・幼児期・児童期・青年期の各ステージでの子どもの成長発達を主軸に成育空間を捉えるための課題	
	(3) 子どもの育ちを多世代で継続的に見守り包括的に支援していくための課題	
	(4) 居場所となる選択肢を増やし、そのための空間づくりにおいて強化すべき課題	
4	提言	19
	(1) 子どもを中心においた投資と政策を	
	(2) 胎児期・幼児期・児童期・青年期の各ステージで子ども自身の力が育まれる環境・社会づくりへ	
	(3) 子どもの育ちを多世代で継続的に見守り包括的に支援する社会づくりへ	
	(4) 子どものための政策拡大と分野横断的な体制を強化し居場所となる空間づくりを	
	<用語の説明>	21
	<参考文献>	22
	<参考資料1>審議経過	46
	<参考資料2>シンポジウム開催	47

1 はじめに

日本学術会議の第20期には、第一、二、三部の分野横断的な課題別委員会「子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会」が立ち上げられ(平成17(2005)年)、対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」(平成19(2007)年)のとりまとめがなされた。この対外報告以降、空間(平成20(2008)年8月)、および検証と新たな提案の報告が平成23(2011)年9月)、時間(平成25(2013)年3月)、方法(平成23(2011)年4月)、コミュニティ(平成29(2017)年5月)という4つのテーマで、子どもの成育環境分科会の提言、報告がなされてきた。

子どもの成育空間分科会は日本学術会議内でも珍しく、10年以上にわたり、子どもの成育環境について検討し、会期の変更とともに委員長も第一、二、三部にわたって交代し、これまで上記の提言、報告をしてきた。この間に子どもの成育環境は改善されたかという点、残念ながらそうは言い難い。

本委員会が始まってから、提言がどのように省庁の担当部署に読まれているか、モニタリングを二度ほど実施したが、残念ながら提言を見たことがあるという回答はわずか10%弱であった(参照、平成23(2011)年9月報告)。国はますます少子化が進行しているが、女性の就労の促進もあり保育所の待機児童問題から子育てが課題となってきた。そのような時に国土交通省都市局の担当から過去の提言を参照して、「子育ての観点からのまちづくり」について関心が寄せられた。日本学術会議は国の課題について学識の観点から先を読んで対策なりの提言をすることも役割として持っている。その提言が効果的に政策に反映するには、現場がどのような課題を抱えて、何を必要としているか知ることが重要なことであると認識し、24期は関連省庁の担当部署とともに成育空間の課題を検討してきた。

少子化の根本の問題を考えた時に、対症療法的な施策では限界があり、根本的に子どもを中心に置いた総合的政策、子ども自身を幸せにする政策を我が国では必要としている。SDGs(持続可能な開発目標)は「誰一人取り残さない」をスローガンに貧困撲滅、平和、環境など17の目標に向けて2030年までに達成する目標である。持続可能な開発とは「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」とあるようにSDGsの目標の実現には子どもの声を聞き、子どもを中心に置くべきである。しかしながら、我が国では子育てという冠の施策はあっても、子どもの視点から、子ども自身に働きかける施策は弱い。

子どもの成育に関わる責任を家庭、保護者に負わせる風潮が強い中、子どもの成育の空間を地域に広げ、例えば子どもの成育空間の責任を都市計画にも負わせる等、子どもの成育に関わる多様な担い手の連携した、成育のためのセーフティネットの構築こそが重要であり、それがSDGsの例えば11番目の目標の住み続けられるまちづくりにつながる。

さらに子どもの貧困、虐待など我が国にとって社会に重みが増している課題がある。これらの課題に対しては、空間として解決する道筋も考える必要がある。そのような観点から総合的な政策としてのあり方を示すことが求められる。

2 提言の背景

我が国では子どもの成育に関わる施策が後回しとなり、それが将来も危ぶまれる問題となっている。それは①少子化に歯止めがかかっていないこと、②子ども関連の予算、投資の少なさ、③児童虐待など孤立した家庭の子育てストレス、その犠牲となる子どもの増加、④子ども自身に向けた施策の少なさ、④子ども・若者の自殺率の高さ、といった点にもあらわれている。

まず、これまでの少子化対策の効果がみられず、出生数は減少し続けており、2019年に過去最低を記録した。幼児教育・保育の無償化などを進めているものの、子育てを家庭の、特に母親のみに責任を押し付ける慣習の是正、家庭のみならず社会で子どもを育てる上での仕組みや環境づくりなど、様々な課題解決にメスを入れる必要がある。

日本はこれまで国連子どもの権利委員会より計4回の勧告を受けている。2019年2月には「子どもに対する明確な配分額を定め、かつ条約の実施のために割り当てられる資源配分の十分性、有効性および公平性の監視および評価を行なうための具体的指標および追跡システムを包含した予算策定手続を確立するよう」と、強く勧告された。この背景には子どもの相対的貧困率がこの数年、高いままであることがある。国際比較においても我が国の子ども関係の予算は対GDP比でも低い[2-1]。権利委員会の勧告は子どもに直接影響を与える支出の詳細な予算科目、子どもの権利に関する支出などが述べられている[2-2]。

子どもへの投資が低水準に続くならば、少子化の流れは食い止められず、ゆくゆくは将来の日本の社会の持続、活力に大きな影響をもたらすことが予想される。子どもへの投資は合計特殊出生率の増加につながることも報告されている[2-3]。

また児童虐待の件数が年々増えつつあることも大きな課題でもある。厚生労働省によれば、児童相談所による2018年度の児童虐待相談対応件数（速報値）の件数が、前年度より2万6072件（19.5%）増加し過去最多を更新しているとの報告がされている[2-4]。

また、我が国では直接子ども自身に向けた効果的な施策は数少ない。子どもの成長にとって遊びは重要であり、最近の多くの研究成果が人材育成や将来の経済にとって影響を与えることを示している[2-5][2-6]。我が国における最近の研究によっても、難関校突破経験者の方が未経験者よりも子ども期に遊んでいることを示している[2-7]。

だが、我が国では子どもが外で遊ばなくなっている深刻な危機にある。週の平日5日間の内、学校から帰宅後、「外で遊ぶ日が全くない」という子どもが都市部で8割、地方都市で7割、農村部で6割と最近の調査でうかびあがった[2-8]。子どもが外で遊ばないと自分でコントロールする力を失い、心理的障害の増加につながるという研究成果が示されている[2-9]。欧州では子どもに遊びの機会を保障することは行政の責任という認識があるが、我が国ではその認識が弱く、遊びの機会を提供するための施策は極めて不十分である。子どもの声を聞き施策に反映するという観点も薄弱である。つまるところ、子どもの権利条約の批准が具体的に施策に反映したものとなっていない。これは、子どもに対する人権意識の薄弱さに起因するところが大きい。子どもは胎児期から一個の人間としての尊厳を有するが、母子保健、保育、就学前教育、就学後教育（義務教育）、高等学校教育という成長段階において切れ目なく子どもの成長を支援する体制が整っていないのが現状である。

子ども・若者の自殺率が高いのも我が国の大きな課題である。10-14歳の自殺率は2010年以降、急上昇している〔2-10〕。学校でのイジメ等精神的な苦痛、スマホの普及と自殺率の増加は重なっている。

子どもは親を選べないというように、虐待や貧困の課題には、親のみが子どもの成育の責任者とするのではなく、社会的養護はじめ地域社会の包括的支援を充実する必要がある。働き方改革によってますます親が仕事に従事するようになると、しわ寄せは子どもにのしかかる。

働き方改革は本来なら十分に家族と休暇を楽しむゆとりを家庭に恵むものでなければならない。夏休みなど長期休暇を家族と過ごせない子どもたちのために、サマーキャンプ等、自然環境の中で過ごすプログラムが欧米では充実している。ドイツではそういったプログラムが行政の責務として多様な担い手の補助を得ながら進められている。

SDGsは「誰一人取り残さない」をスローガンとする。重い病気で長期に小児病棟で暮らす子どもや、重い障害を抱える子どもたちにも、外で遊び、自然体験をする機会が保障されることが求められる。ユニセフの子どもにやさしいまちづくりは、子ども自身が様々な立場の子どもたちの状況を知り、子ども同士の助け合いや、持続可能な安定した住みやすいまちづくりを進めている。

そのためにも、子どもが過ごす空間の整備面において、子ども自身の声が反映され、子どもの幸せに直結する空間づくりが求められる。

3 現状の問題と改善の方向

「胎児期・幼児期・児童期・青年期の各ステージでの子どもの成長発達を主軸に、子どもの成育空間を捉える視点」を通した概念図を示す。

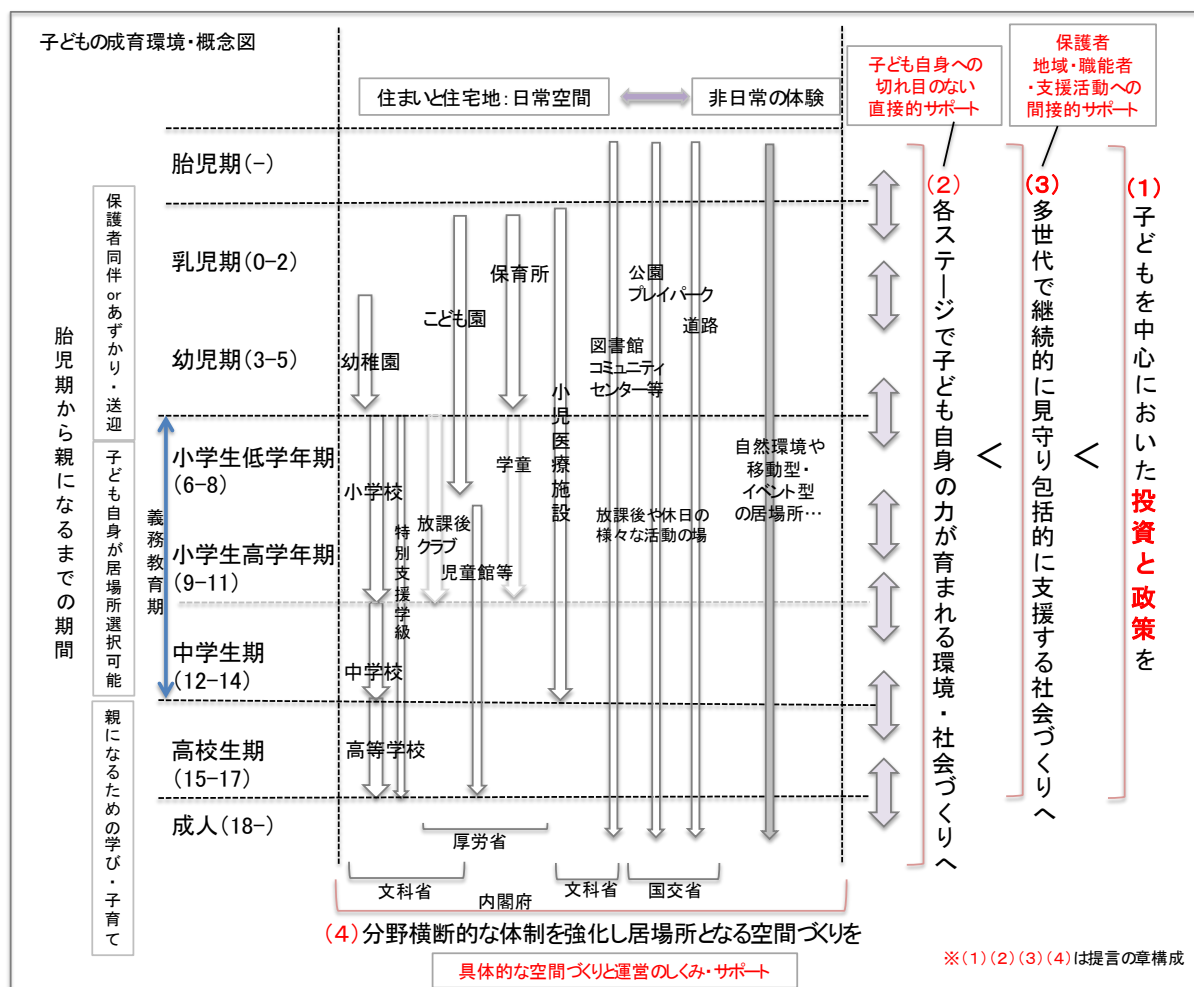


図1 子どもの成育環境を捉える視点を通した概念図

(出典) 子どもの成育環境分科会で作成

(1) 子どもを中心においた包括的な子ども施策の欠如がもたらす課題

日本の子どもの課題やそれに対する施策は他の先進国に比べ極めて後進的であると言わざるをえない。少子化の進行が悪化の一途をたどっていることは、子どもを産み育てたいと思える社会ではないことの反映ともいえよう。子どもの課題やそれに対応する国の予算確保、法制度整備、さらには社会を動かすためのエビデンスの整理と構築を、性急且つ総合的に進めていこうとする観点が弱く、抜本的改革が必要である。

① 子ども関連の予算と評価システム

前述のように日本はこれまで国連子どもの権利委員会より計4回の勧告を受けている。2019年2月には「子どもに対する明確な配分額を定め、かつ条約の実施のために割り当てられる資源配分の十分性、有効性および公平性の監視および評価を行なう

ための具体的指標および追跡システムを包含した予算策定手続を確立するよう」と、強く勧告された。国際比較においても我が国の子ども関係の予算は対 GDP 比でも低い。権利委員会の勧告は子どもに直接影響を与える支出の詳細な予算科目、子どもの権利に関する支出など報告に即した対応が急務である。

子どもへの投資が低水準に続くならば、少子化の流れは食い止められない。ゆくゆくは将来の日本の社会の持続、活力に大きな影響をもたらす。子どもへの投資は合計特殊出生率の増加につながる [2-3, 3-1]。ユニセフの勧告にあるように子どもの予算を明確にし、評価を行なうための具体的指標および追跡システムを包含した予算策定手続を確立し、他の先進国が示しているように明確に予算と評価を行うことができるシステムの確立が求められる。

② 子どもの総合的政策と法整備

子ども関連の施策がいくつもの部門に分かれている弊害の問題は日本学術会議などにおいてもたびたび指摘し、子ども政策における省庁レベルの統合された部署の必要性を提言してきた。ユニセフの子どもの権利委員会からも十分な権限を有する調整機関、評価監視を整備すべきとの勧告を受けている。

例えば、日本では保育所整備は厚生労働省、幼稚園は文部科学省、認定こども園は内閣府という三元体制になっている一方で、内閣府には少子化対策担当特命大臣、および子ども・子育て本部が存在するが、子ども全般について調整権限や予算権限を持たない。英仏独はじめ海外では子ども・家族省、子ども・女性省といった子どもを直接的に対象とし統括する省が総合的に政策を進めている [3-2]。

日本においても例えば「(仮称) 子ども省」のような統合した省庁もしくは部門横断的調整権限を有す部署を設置することが求められるが、過去に一度、「(仮称) 子ども省」の検討がなされ、実現されなかった経緯がある [3-3]。それは省庁の守備範囲・既得権・利害関係などの力学が働き、調整が容易でなく、時期尚早と判断された。ではいつその改革が実現できるのでしょうか。政治主導の改革を待つのでは、国民の、特に子ども最善の利益を考えた時には、単なる責任放棄と子どもに責められても返す言葉がないに等しい。

子育て、福祉、教育は本来は地方自治に主体が置かれ、子ども関連を総合的に推進することは地方に委ね、中央政府は地方にできないことを補完する、徹底した地方主体の補完性の原理に体系を変えることも選択肢において議論をするべきではないか。海外を見ても成熟社会における子どもの政策は地方分権が徹底され、子どもとの距離を縮めているからである。子どもに最善の利益が未来につながることを考えれば、このような体制が組み立てこそ国際公約である SDGs にあるような、子ども第一とした政策が実現可能となる。

③ 子どもに関する研究及びデータの蓄積と科学的知見に基づく政策

我が国では子ども関連の研究データを蓄積する拠点が皆無である。例えば、子どもの死亡要因の第一位は事故であり、傷害事故のデータを見ると同じ傾向がみられ、予

防可能な事故が多い [3-4]。しかしながら、事故のデータの蓄積が一元化されていないために、予防に生かされていない。データに基づき傷害予防を進めるべきである。事故以外の事柄に関しても、我が国には子どもに関する調査・研究データを一元的に蓄積する中心的機関が存在しない。

海外においては、そういう調査・研究の中心的機関やネットワークを設けている。例えば米国の NICHD (National Institute of Child Health and Human Development) は、1961 年に J.F.ケネディ政権下で保健福祉省に設置された [3-5]。このように子どもの発達を胎児期から思春期・青年期まで総合的・包括的に研究する国立の研究機関が存在する。また保育・子育て関連では保育、子育て関連のデータセンターがあり、データを現場の子育てに活用するわかりやすい支援を行なっている [3-6]。

ドイツではドイツ青少年研究所(DJI Deutsches Jugendinstitut e.V.)が 1961 年からの歴史ある青少年施策と研究の機関である [3-7]。毎年、連邦の「家庭・高齢者・女性・青少年省」が発行する「ドイツの青少年の生活状況と青少年福祉に関する報告」の実務を担っている (2019 年度は 580 ページ、 [3-8])。連邦、州等の青少年施策に反映する研究を展開し、最近 EU の施策へも貢献する研究を展開し、ドルトムント工科大学とも提携した研究と施策、実践との連携をはかっている。またドイツではドイツ版のユニセフにあたる子どもの支援の総合的支援機関「ドイツ子ども支援協会」

(Deutsches Kinderhilfswerk e. V.) が半世紀近く、国の子ども支援の補完的役割を行なっている [3-9]。青少年文化アーカイブ (Archiv der Jugendkulturen e.V.) は図書館と連携した子ども関連の情報サービス拠点である [3-10]。また地方分権の徹底したドイツでは州によって大学内に子ども・若者研究センターがあり、研究の蓄積と実際の現場への研究の反映への役割を担っている [3-11]。

我が国でも小児医療関係では国立研究開発法人国立成育医療研究センターがあり、国立教育政策研究所に幼児教育研究センターが開設されているが、分野に分かれた中心機関で総合的な中心機関というところまでには至っていない。個々の分野では知見はあるものの、日本では子どもの発達研究全般を支える国家レベルでの体制も弱く、またその研究に投入される予算も多くはない。そのため、まずエビデンスベースに国民の理解と支持を得て、子ども最善の利益を検討し、政策に展開する体制の確立が求められる。

それは (1) ②でも指摘したとおり、分野横断的にまたがる政策を子ども最善の利益という次世代に価値を置いた政策への舵の切り替えを行うことである。そういう大転換をしないと我が国の未来に希望が持てる社会の実現はできないとも言える。それが思想や信条ではなく、子どもを直接の対象とした科学的知見に基づいて、持続可能な社会を築く客観的な道筋を導くことになる。そのためにも子ども関連の全てのデータを一元的に集約する拠点の整備が求められる。

④ 子どもの声の施策反映と子どもの社会参画の推進

子ども・若者育成推進法 (2009) および子供・若者育成支援推進大綱(2016)は子ども

もの権利条約を背景に説明されているが、権利条約 12 条、13 条の子どもの意見表明、子どもの表現、子どもの参画についての観点が弱い。当事者の子どもの目、意見を反映した制度設計、政策展開が求められる。我が国は度々の青少年意識の国際比較で明らかかなように、子ども・若者の社会参画意識も低く、自己肯定感、未来への希望といった意識も弱い[3-12]。

ユニセフの子どもにやさしいまちづくり (CFC) は子どもの権利条約 (1989) と地球環境サミット (1992) を背景に発足したプログラムであり、子ども参画で持続可能な地域ガバナンスを意図し、2015 年からは SDGs の枠組みの中に位置付けられた。子どもに関わる事項に子どもの声を聞く、子どもの参画を就学前から推進する取り組みも EU から広がっている[3-13]。CFC の優良事例 (Good Practice) として紹介されるドイツのミュンヘンは、行政と NPO の協働で子ども関連の事業が推進され、庁内の部署の調整権限を有す子どもコミッショナー (子ども代理人統括官) を置き、区単位および市全体での子どもが話し合う子どもフォーラムを通して、子どもの声の施策への反映がなされている[3-14]。

また子どもの遊びこそが主体的な社会参画であるとの認識から、Spielpaedagoge (遊び教育家、プレーワーカー) の NPO によって、遊びと学びを融合させた多彩なプログラムが開かれている。ミニ・ミュンヘンはその象徴とも言え (統括官談)、遊びと労働、社会参画、選挙と民主主義、コミュニケーション等、多様な体験の場となっている [3-15]。

我が国において、日本ユニセフ協会でも、CFC が SDGs の枠組みに組み込まれてから、国内 5 自治体をパイロットに CFC の取り組みが推進されている [3-16]。その中のニセコ町はまちづくり条例の中に子どもの参画が規定され、子どもの提案の実現がはかられている。日本の CFC は未だパイロットモデル事業段階であり、その普及が課題である。

2016 年に公職選挙法改正で選挙年齢が 18 歳に引き下げられたことも影響して、子ども議会・若者議会の提案・提言を実現した自治体は 162 自治体、提案・提言の予算を確保している自治体は 47 自治体となっている [3-17]。中でも山形県遊佐町では、子ども自身の選挙によって「少年議会」の議員が選ばれ、その議会一般質問から各部署の施策への反映の他、子どもの提案の独自事業化への予算も保証されている。この取り組みで子どもたちは提言を実現しようと努力する行政、大人への信頼や町への愛着、民主主義の重要性を学んでいる [3-18]。

子どもが遊びとりわけ道での外遊びを通じて社会化する意義はこれまで数多く主張されているが、室内化、塾・習い事などプログラム化された時間の経験しかない我が国の子どもの現状にミニミュンヘンの「遊びのまち」は、日本でも 100 箇所程度の地域に「子どものまち」として広まっている。とりわけ数日の開催でも子どもの参画を意識して半年から 1 年にかけて、学区を超えて子どもが企画準備するスタイルが定着している。高知市ではさらに、子どもの提案を子どもも参加する審査委員による公開審査によって選び、事業費 20 万円の枠内で事業の実現がはかられている [3-19]。その

ほか我が国では子どもが地域行事やまちづくりに参画することは、地域への愛着、自己肯定感、将来の定住意識にもつながることが、いくつかの実例で報告されている [3-20]。また子育て世帯への直接的な経済支援だけでなく、子どもにやさしいまちづくりを推進することが、子育て世代に選択され定住率向上に寄与する可能性も示されている [3-21]。しかしまだ一部の自治体での取り組みでしかなく、子どもの参画を真剣に進めようとする自治体は限られている。

(2) 胎児期・幼児期・児童期・青年期の各ステージでの子どもの成長発達を軸に 成育空間を捉えるための課題

人間の子どもは胎児期から日々、成長し続け、巣に座る時間から巣立つまで、生物界の中でもっとも長い時間を必要とする生き物である [3-22]。そして人は生物学的にも群れなければ子育てができない動物と言われている。幼小期から主体的な遊びを多く経験した子どもは自己有用感を育むことができるといわれている [3-23]。また学童期に他者との関わりが多様な場所を遊び場として認識し活用している子どもは幸福感が高いという結果もある [3-24]。子どもが多く寛容な他者の中に身を置き、主体的な遊びから自らの居場所を獲得し、社会の中での育ちを経験することは、幸福感や自己肯定感、自己有用感が育まれていく。すなわち、各ステージでの子どもへの直接的サポートが可能となる環境の改善と、養護される立場での主体的な育ちの経験は、その後、子どもを社会的に養護する側の立場となっていく過程でも正の連鎖となっていくはずである。

① 胎児期から親になるまで子どもの育ちを中心に据える体制と環境の改善

子どもの育ちは、胎児期から始まっている。民法においては「私権の享有は、出生に始まる」としており（民法3条1項）、その解釈では胎児は原則としては「人」とは扱われず、生きて生まれることを条件に重要な権利だけを認めていることとなる。児童福祉法第4条で定義され対象と扱われる児童の最低年齢は出生後となっている。母子保健法においても、その第1条で「母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため」というように、出生後の乳児からの子どもとその母という位置づけであり、また、成育基本法（2018）では「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し」とあるが、胎児を子どもと位置づけているものではなく、今後はさらに医療・福祉施策にとどまらない展開が必要とされる。

とりわけ特別なケアが必要とされる家庭は、子どもが生まれる前、すなわち胎児期の子どもとその親を見守る包括的ケアのセーフティネットワークを構築する必要がある。母子保健から保育、教育という成長段階の切り替わりに伴い子育て支援の情報が入手しづらくなってしまいう状況は、不幸な状況に追い込まれる子どもを増やす要因ともなる [3-25]。さらに現在、日本の子どもの貧困率はOECDの平均に比べ高くなっており、7人に1人が貧困状態にあることが明らかになっている [3-26]。そのための新たな大綱が閣議決定され生活支援指標などを増強するなどといった対策が図られているものの、貧困の実情はわかりにくく、支援が必要な家庭へのアクセスはじめ、効

果的な支援の手法を見出すのに苦労している。

従って、子どもの困難な状況は、胎児期からとにかく早期発見されるべきであり、そのためにも、子どもの成長を主に、胎児期から乳児・幼児・学童・青年期という母子保健から保育、教育という段階を通観して、保健・保育・教育・児童福祉等の各関係機関が連携を組める包括的ケアの体制づくりが求められる。さらに貧困の連鎖は子どもが主体的な育ちの中で断ち切られるべきである。各成長ステージにおけるいかなる子どもにとっても、彼らのサードプレイスとなり得る子ども食堂や地域の居場所などにアクセスできる権利がある。そのためには胎児期から乳児・幼児・学童・青年期それぞれの子ども達の生活圏をよく理解し、その生活圏の中で居場所を選択し活用できるような環境づくりが求められる。

子ども・若者育成推進法（2009）および子供・若者育成支援推進大綱（2016）はニート、引きこもり、不登校、発達障害等の困難な状況における子どもを念頭に立案され、各自治体で子ども・若者計画策定が努力義務として示されている。子ども・若者支援地域協議会を設け、様々な支援機関の連携、ネットワークの強化が求められている。しかしながら、形だけの協議会を組織しても、支援が必要な子どもにどうアクセスするか、その点は行政的に窓口を設け、協議の場を設けるという「待ち」の姿勢では問題解決につながらないことが明らかである。

多摩市における子ども・若者政策を考える有識者を交えた検討会議においては、支援が必要な子ども、家庭の早期発見早期対応、そして母子保健時代からの切れ目ない支援が提案された。また、子どもの状況も多様であり、支援が必要な子どもにつながるためには、多様な居場所、出会いの場が必要であり、行政だけでは対応できない部分を補うために、多様な民間の活動との協働の体制の重要性がうたわれた。そして、多様な個性、要望のある子どもに対して多様な居場所、出会いの場所が必要であるということ、子ども・若者に直接訴える報告書が提出されている [3-27]。

② 子どもの主体性を培う幼小期の外遊びの総合的価値と、非認知能力獲得の重要性

IQなどで測れる力と呼ばれる「認知的能力」と対比し、IQなどで測れない内面の力を指す「非認知的能力」は、目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力として、2017年3月に改訂された「学習指導要領」にもその内容が組み込まれて、それに伴い保育所保育指針・幼稚園教育要領も改定されている。

非認知的能力は、子どもの自発的な部分を大事にし、させられるのではなく自分からやっていく主体性が重要と言われており、特に幼児期の場合は遊びこむ中で、やる気、意欲、粘り強さ、探究していく力として身につけていくものである。すなわち、遊びは学びと一体であり、生きるための力を培うための礎である。将来の国の活力、創造性に影響する [2-6]。

遊びの中でも外遊びはスポーツ庁の体力調査でも明らかなように体力形成にも重要である [3-28] が、外遊びしないことが肥満 [3-29] や免疫力低下 [3-30]、そして近視の

増加[3-31]といった健康面に影響をあたえることが明らかとなっている。また外遊びでの子ども集団など人間関係の社会的経験の欠如が精神障害に影響あることも古くから明らかである[3-32]。それはまた犯罪に結びつく社会不安の要因ともなる[3-33]。外遊びの減少は抑うつなどの精神疾患につながり[前掲 2-9]、自然との接触の欠乏は自然欠乏症、自然体験不足障害という様々な精神疾患につながる危険性が指摘されている[3-34]。もともと日本の農村では自然との接触は様々な知識と技術の蓄積をはじめ、自然とともに生きる必要不可欠な経験を与えていた[3-35]。つまり外遊びおよび自然との接触は地域社会の生命文化的な持続可能性と国の将来の創造性、活力に影響を与えるほど重要なことである。従って、非認知能力の獲得をはじめとして、人間発達の上での遊びの総合的価値の重要性について、国をあげて訴え、とりわけ、外遊びの価値の伝承と、多様な外遊びの機会を保障するべきである。

また外遊びは子ども集団によって多様な経験の機会が生まれ、保護者との遊びよりも子ども同士の遊びが成人になっての記憶に残っていることが報告されている[3-36]。しかし少子化社会の今日、子ども集団が形成されにくいために、拠点的な遊び場や遊びのプログラムによって子どもが人間関係の相互作用から多様な経験を重ねる機会を設ける必要がある。それゆえにプレーワーカーという触媒的な役割を果たす専門家が必要となっている時代であることを政策面でも認識するべきである。欧米ではその専門領域をNPOなど民間との協働で政策展開を進めている(後述(3)③参照)。子ども期の遊び、とりわけ外遊びは社会的敗北から立ち直る力、強靭さ(レジリエンス)を養い、生きていく力の向上につながるということが指摘されている[3-37]。そのためにも、子どもの外遊びを促し、他者との多様な関わり、多様な環境での経験を育む施策が求められる。

(3) 子どもの育ちを多世代で継続的に見守り包括的に支援していくための課題

1947年に制定された児童福祉法では、その第2条で「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」とし、子どもの血縁や知り合いであるか否かにかかわらず、すべての国民が子どもの健全な育成に社会的責任があることを一貫して謳ってきている。保護者ではない第三者である他人が、子どもを見守り、養護し、危険なことをする子どもを注意し、その成長を支えることができていた社会が重要であるにもかかわらず成立しなくなっており、核家族化と共に少子化が進む現代では、これからの社会に適応した環境を再構築する必要がある。

各成長期において保護者や周囲の人間からの愛情が注がれず安心感ある環境に置かれなかったならば、それは人間としての権利が侵害されているというべきであり、家庭の問題としてではなく社会として重く受け止める必要がある。子どもの虐待死事件や、それを予防しきれない児童相談所や学校等の関係機関の課題が顕在化し、何度も同じ構図で子どもを救えていない社会、当事者の子どもに生きる希望を与えられな

い社会の状況に対し、より踏み込んだ対策が求められる。

① 子どもの育ちを軸に切れ目なく包括的にサポートする体制

2012年に制定された子ども・子育て支援法第2条の基本理念においては「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」とされている。その後「児童福祉法等の一部を改正する法律」(2016年法律第63号)において、母子保健法第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という)が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされた。

2017年子育て世代包括支援センターの設置運営について(通知)において、同センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としている。さらに2018年12月には「成育過程にある者およびその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法)」も制定され、子どもの心身の健やかな成長のため、生まれてから大人になるまでの成育過程全体を切れ目なく支援する体制づくりも進められつつある。

しかし、自分の育った場所以外のところや、出産直前まで就労して居住地域と関わりが少なくまま出産することで孤立した子育てを強いられる親子世帯が社会問題となっている(「アウェイ育児」NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会)。このことは、母子保健の段階を胎児期からの目線とし、また、対象を第一義の父母にとどまらず幅広く拡大し、要支援の子どもと家庭の情報が、保育や就学という段階で共有されていない連携不足の課題に対して、<胎児期から出生乳児期>、<幼児期から学童初期>、<学童期から青年期>といった子どもの育ちの要所となるステージのつなぎを包括した形で、地域コミュニティとの親和性と社会的な理解を深める一層の強化が求められる。またそのための住環境整備も必要であることを軸に、更なる切れ目のない支援の体制を確立するべきである。

② 連続した子育て支援包括システムと多様な居場所づくり

近年、子どもに不寛容な社会になったとの指摘が多い。特に、2010年代には保育所に対して住民の苦情や建設反対の動きが高まり設置・運営上の大きな障害となり、小学校の子どもたちの声が騒音対象となるなど、社会的必要性が高いはずの身近な子どもの

居場所が危機的な状況にある [3-38]。

そのような中で、「小1の壁」「小4の壁」などといった、幼稚園や保育所から就学後、小学校と学童保育という生活環境の変化から生まれる問題、さらに、学童保育の定員などの都合や、同年齢の友だちや放課後に遊ぶ友だちが少ないことなど、学童期の放課後の居場所の問題など、共働き世帯の増加と核家族化に伴い、子どもの成長ステージごとの社会への順応の難しさが浮き彫りになっている。

このことは子どもが自身の兄弟姉妹や血縁（「タテの関係」）だけでも、同世代の関係（「ヨコの関係」）だけでなく、異年齢、異世代との関係（「ナナメの関係」）を意識して培うことが必要であることを裏付けている。ナナメの関係を通して得られた経験は、その後自身が大人となり親となっていく上でも、その関係に頼る子育てを伝承していく上でも、大事な観点なはずである。そのため、地域コミュニティの中で子どもを育てる意義について、保護者や専門的に子どもと関わる大人だけでなく、それ以外の広く一般の大人の理解を深める必要がある。

また、子ども食堂に代表されるような、子どもの貧困対策に関しては、「貧困家庭に特化した事業を対象とするもの（リスクアプローチ）」と「普遍的な子育て支援策の中から貧困家庭に接近する事業（ポピュレーションアプローチ）」と区別する考え方があり [3-39]。特に、後者のポピュレーションアプローチにおいては、子ども達の各成長ステージに合わせた連続した子育て支援包括システムと共に、子どもと他者との接点を増やしたり、子どもの居場所となる拠点づくりを多様に展開することが肝要であり、身近な生活圏において、アクセスしやすく且つ子ども達が自由に選べるように選択肢を増やすなど、それらをまちに埋め込む整備を推進する必要がある。

③ 子どもの育ちを支援する職能・専門家の養成と雇用

子どもの居場所には、親でも学校の先生でもない人の存在が欠かせない [3-40]。何気ない遊びや生活行動などから子どもの変化に気づき、子どもの目線に立つて必要な専門機関へ繋げて行くパイプ役を果たす人が求められる。それは保護者や学校の先生でもなく、外遊びからの学び、子どものリスクマネジメント能力も含めた様々な能力獲得を支援するプレーワーカー等、地域をつなぐソーシャルワーカー等の職能を保障し、増強することが重要である。ドイツの青少年育成の法体系には、子どもの育成は多様な主体によって行われるべきこと、行政は民間の青少年育成活動を支援しなければならない旨が書かれている [3-41]。また、そのプレーワーカーの職能教育のプログラムを高等教育機関に設ける所もあり、さらに遊びを通じた子どものエンパワメントの知識や技術を学ぶ継続教育機関を連邦レベルでも2カ所に設置し、プレーワーカーの専門家のみならず教師等の子どもに関わる専門家の職能発展に寄与している [3-42]。このように我が国においても人材養成プログラムを大学教育や専門家の継続教育の課程として設け、学校教育を補完できる人材を多く輩出できるようにすることも求められる。加えて輩出後は、放課後や長期休みのプログラムの担い手となり得る雇用も促進するべきである。子ども放課後教室や学童保育・児童館の指導員の育成と

雇用も喫緊の課題である。

④子どもの成育環境改善への意識啓発と子どもの主体教育

子どもの成育環境改善の必要性の意識啓発を国の中央省庁や地方自治体、そして国民向けに展開するとともに、子ども自身がその環境改善の主体でもあるという意識を培い、改善に関しての発言や行動を展開する教育を学校教育や生涯学習の現場で推進することがのぞまれる。

(4) 居場所となる選択肢を増やし、そのための空間づくりにおいて強化すべき課題

子どもの成育は家族という「私」の領域のみ、また子どもに関わる専門領域で閉じてすべきことではなく、むしろ積極的に「公」の領域ですべきものとなっていることを改めて認識しなければならない。そしてそのための空間整備は、「公」としての役割の一端を担っていることをより強く認識すべきであり、省庁ごとの政策拡大と分野横断的な体制の強化が求められる。

<日常生活圏の空間づくり>

子どもが遊び・育つ社会関係資本を形成するこれからの住環境は、閉鎖系ではなく開放系の住環境形成が必要である。

① 住まい、住宅地

住環境は乳幼児期からの子どもの自然な発達、行動圏の拡大に配慮がない開発が続いている。かつて、1960～70年代には新しい住宅地開発に対しての子どもの成長を考えた計画理念が存在したが、今はほとんど子どもの成長の配慮がない開発が行われている。例えば、i) 高層居住の課題：親と同伴でないと外出できない状況は、子どもの自由な外遊びの抑制となっている。ii) 孤立無縁化を促進する住宅産業：プライバシーを重視するあまり、近隣関係を築けない開発形態は、向こう三軒両隣の相互扶助の関係（例えば子どもを預けあえる関係）を分断してきた。密室化する傾向は、その家庭で起こっている虐待等の予防効果をも失ったことになる。iii) コウハウジングの遅い進展：相互扶助的居住者間の関係を築く共有・共用空間を有すコウハウジングが提唱されているが、民間の運動に依拠するだけではその進展、普及に限界がある。ドイツ等で推進される多世代居住推進プログラムのように国をあげて推奨する施策が求められる。

子どもの健全な成育のためにも住む環境、暮らす環境は最も重視されるべきものである。住宅政策においても単なる住宅供給ではなく、子どもの視点からのセーフティネットの視点が強く推進され、一人親世帯などでも健全な子どもの育ちが担保されることが求められる。すなわち、子育てを地域で助け合うことが可能となり、地域コミュニティの中で暮し続けることができる住環境整備に向けた政策の視点を持ち、住宅の開発とその後の管理マネジメントにおいて、子どもの育ちに配慮した住まいづくり、

集いの場づくりを行うべきである [3-43]。

② 住宅地の中の道

日本全体では交通事故死傷者数は減少傾向にある。しかし、子どもの人口減少を鑑みると、年齢層別の減少傾向に比べると子どもの死傷者数の減少はそれほどでもない。3歳の子どもが13歳になるまで10年間に交通事故に遭う確率は30人に1人と言われる [3-44]。子どもの行動特性から子どもは交通事故に巻き込まれやすいので、子どもの行動特性にあわせて、事故が起きにくい道路、交通環境の必要性が言われて久しい [3-45]。オランダ、ドイツ、スイス、デンマーク、英国など子どもが遊ぶことを前提として、車の速度が時速15km程度にしか走行できないように道路の構造を改造する施策が展開されている (Woonerf, Spielstrasse, Wohnstrasse, Homezone など) [3-46, 3-47]。我が国ではコミュニティ道路、くらしの道ゾーンと事業として展開されているが、その普及にはコミュニティの支持が必要であり、コミュニティの理解が課題である。また我が国のこれらの歩車共存道路で子どもの外遊びを認めるまでの道路交通法規改正がオランダやドイツのようになされていない。

国はウォークアブルシティ (歩けるまち) を推進しようとしている。子どもが住み育ちやすい街として、遊べる道づくりを推進するべきである。なぜなら道はジェイコブズ(1961) [3-48] が指摘するように子どもが地域の大人と出会い、社会化するのみだけでなく、公共の意味を理解し、社会関係資本を担う存在となる舞台でもあるからである。社会関係資本を再構築する場として道が機能するならば、子育てのみではなく防犯、防災、高齢者ケアなどあらゆるセーフティネットの構築ともなる。

住宅地の道は車交通のためではなく、人間の生活を中心とした文字通りの生活道路として、子どもが遊び、近隣の人々の談笑・憩いの場となるような歩車共存道路とすべく道路の構造、交通規制を再考するべきである。

道路交通法の問題、安全性に対して誰が責任を持つのか等、課題は多いものの、かつての大田区の遊び場道路開放のように、沿道の近隣の関係が築かれることで、子育てのみならず、高齢者福祉、防災、防犯等社会関係資本が高まり、すなわち国が進めるウォークアブルシティの実現ともなりえる。まずはスクールゾーンやキッズゾーンなど、パイロット的に整備を進めることも考えられる。

③ 住宅地のコモン (公園、緑地、オープンスペースなど)

子どもが暮らす地域において、禁止事項が少なく魅力的で、子どもを含めた住民が自主的に管理でき、社会化したコモンとしての屋外の公園や緑地、オープンスペースが圧倒的に不足している。禁止事項は特に首都圏、東京都に多いことが調査で明らかになっており、自治体による取り組み次第とも言える [3-49]。

都市公園法改正によって公園内に保育施設などを設置することへの課題と同時に、民間の公園の運営への参入が可能となり、公園の魅力づくり、有効なパークマネジメントへの兼ね合いへの期待が高まる [3-50]。しかし商業主義に走ることなく、誰に

も開かれた都市生活を豊かにする屋外の憩いの場である基本を失ってはならない。大人がカフェでくつろぎ、子どもが思いっきり遊びまわることができる公園もあれば、冒険遊び場・プレーパークのようにプレーワーカーが雇用されて、危険を伴う遊び(リスクプレイ)にも子どもが挑戦して、心身の発達に重要な意義を有す公園がもっと日本の子どもたちの状況に必要とされている。遊具の安全性と更新、管理も人の目が多く注がれるようになると、より魅力的な遊具の設置も可能となる。

④ 子どものための専門施設(学校、保育園・児童館など)

近年の社会風潮として、子ども世代のための専門施設の迷惑施設化(必要な施設であるにもかかわらず建設反対運動が起きる)に配慮し、建物のオープン化や外遊びが制限される結果になっていることは、子どもの健全な成育環境に害を与えている[3-38]。

乳幼児期の子どものための保育園、幼稚園などの施設に目を向けると、幼児教育無償化が法制度化されたが、依然として、空間の質の充実が急務となっている。特に都市部の保育園は、豊かな空間を持つことができない狭隘施設が増加する傾向を止めなければならない。特に近年、受入れ人数増が優先されてきたため、独自で園庭や遊び場を持たず、近隣の公園やまちの空間使用が前提となるため、移動時の事故リスクも踏まえた柔軟で安全な遊び場空間確保方法やまちの活用の検討が急務である[3-51]。子どものための普段の居場所である小学校、中学校、高等学校の学校施設について、特に公立学校では、高度経済成長期から1980年代における大量建設期の公共建築が一気に老朽化している[3-52]。近年増加傾向にある多様な学習スタイル、音環境などを含めて多様な個性の児童・生徒が楽しく学習できる質の高い空間など、物理的にも平面計画的にも対応していく必要がある[3-53、3-54、3-55]。

児童館や放課後クラブなどの放課後の居場所は、選択肢がないことが問題とされる。特に、農山漁村・過疎地域に立地する小規模校では、これ以上統廃合ができないところまで学校区は広域化し、一時間近くのバス通学も発生しており、子どもたちが放課後集まって遊ぶ機会を阻害している。「外に友達がいないから外に出る理由がない」というような、外で遊ぶ意味を問うような調査結果も出てきている[2-8]。

⑤ 多世代・多機能が共存する地域施設(コミュニティセンター、図書館、福祉施設など)

図書館やコミュニティセンター等、多世代が共存できる公共的な地域施設や、それらの複合施設は近年増加傾向にある[3-56]。学校、図書館、コミュニティセンターや公民館、高齢者や障害者のための福祉施設などの多機能複合は、多世代の大人が子どもたちと一緒に過ごす空間として有効である。

例えば、武蔵野市・むさしのプレイスは、小さい子ども達だけでなく、思春期の中高生の居心地のよい居場所を提供する図書館中心の施設であり[3-57]、また、石川県・佛子園の「ごちゃまぜ」をコンセプトにした行善寺等では、地域の子どもたちの

ための放課後クラブと、高齢者、障害者が自然に集まることのできる空間を展開している [3-58]。諸外国においても、これまでの公共施設の枠や機能を超えて、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりが始まっている。イタリアの「地区の家」「屋根のある広場」は、それぞれ地区公民館、地域図書館の職域の枠を超えて、誰をも受入れるコンセプトのもと、子育て中の悩み相談や低所得者の職探し・研修等、多世代の幅広いニーズを、職能を持つ専門スタッフが受けることを可能としている [3-59, 3-60]。

しかしながら、複合機能が共存する施設の多くは、管理上・防犯上の効率性から機能を狭め、完全分離した計画となっており、多世代の相互交流や機能複合による相乗効果表出が困難である施設も多い。

上記のような社会的意味合いを強く持ちつつある施設運営形態の数は、未だ非常に少ないものの少しずつ出てきている状況を支援していく必要がある。そのためには、これまでの省庁別法規制別の施設分類にこだわらず、行政の単体機能の壁を取り払い、包括的に支援していくことが必要といえる。

⑥ 医療・健康施設

子どもの多様な障害や症状に適応した施設環境整備が求められている。

発達障害の場合は、症状は3歳で顕在化し、小学校に入学し協調行動が求められると症状が多く出やすい。母子保健衛生段階からのケアも必要であるが、学校の施設でも音等に対する感覚過敏な子どもにとっての施設環境を、専門家と協議して整えていく必要がある。また教育方法もこれまでの集団本位よりも子どもそれぞれの特性に応じた発達、学びという個性重視に切り替えていく必要がある。

一方、病院に入院している子どもの院内保育、教育、遊びの環境はまだ充実しているとは言い難い。空間的な子どもの療養環境として、子どもが入院する施設にはプレイルーム、学習室など子どもが安心して生活できる環境を確保する。さらには小児がんの子ども達の自然体験不足 [3-61] も指摘されている。

またこどもホスピスのような難病などを患いながらも日々、成長する子どもたちに遊びや学びのプログラムを提供、家族と一緒に楽しい時間を過ごす場は日本ではまだ設置が極めて少なく、当然、その認知も低い [3-62]。子ども・家族の状況を理解し、母親の不安を軽減し、子どもの養育・療養に必要な知識や方法を伝え、家族で子どもの健康上・発達上の問題を見出し、ケア能力を高める場が必要である。

小児高齢化に伴い、2014年に小児医療管理加算を届け出た全国804病院のうち、59%が混合病棟となっている [3-63]。混合病棟の小児は急性期疾患が多く入院日数としては少ないが、混合病棟ゆえの環境整備や管理の難しさが課題として指摘されている [3-64]。

アメリカでは、CLS (Child Life Specialist) が小児医療に欠かせない存在として位置づいている。CLSの働きで、入院期間の短縮や、鎮痛剤の使用量の抑制という効果も証明されている [3-65, 3-66]。しかし我が国ではまだ33の医療施設に配置され

ているのみであり、2018年6月時点で45人しか雇用されておらず、診療報酬の加算の対象になっていない点、米国の大学に養成が依存し、国内での養成課程が不十分である点が課題である [3-67]。同様に遊びの生活の支援にもプレーワーカーの配置や訪問サービスの推進も求められる。

<プログラム（非日常の体験、子どものところに出向く）>

子どもは放っておけば自由に遊び、十分な社会体験をして成長するという環境下には今はないことを認識すべきである。そのために、子どもの成長のためのプログラムを公的な施策として提供する必要がある。

⑦ 自然環境へのアクセス

自然が身近にあっても自然の中で遊ばないというように、自然欠乏症候群は深刻化している。乳幼児期に自然に接している方が免疫力が高いという報告もあり [3-68, 3-69]、健康、レジリエンスな子どもの成育の面でも自然環境との接触は重要な課題である。前述の園庭、校庭を自然に再生するのみではなく、それを活用した遊びと学びのプログラムの提供も世界的な課題となっている [3-70]。また、夏休みなどの長期休暇をまるごと自然環境の中で過ごす、米国のサマーキャンプやドイツ等にみられる農村で休暇を過ごすプログラムの提供を行うことも行政施策として進める必要がある。ドイツでは前述のように青少年育成の制度 [3-41] から夏休みなどには豊富な子ども向けのプログラムが行政の支援で民間によって行われている。ミュンヘンでは夏休み等長期休暇の子ども向けプログラムの掲載されたカレンダーが学校等で配布される [3-71, 3-72, 3-73, 3-74, 3-75]。一方、日本での義務教育下における自然教育プログラムは1泊2日～2泊3日程度が主流であり [3-76]、また長期休暇中の自然教育プログラムの事例やそのための行政支援の事例は多くはない。

⑧ 子どもところに出向くアウトリーチ

プレーワーカーを常置する冒険遊び場やプレーパーク、児童館等の遊び場は限られているために、それらを拠点に移動式遊び（プレーバス等）でプレーワーカーが各地の公園、学校校庭、地元活動団体の場を回るサービスを展開することで子どもの外遊びは活性化し、遊びを通じた様々な発達のプログラムが展開できる。放課後のプログラムの教師の負担の軽減ともなり、放課後子どもプランの質の向上ともなる。また災害後の避難所、仮設住宅において子どもの PTSD を遊びを通して回避するためにも移動式遊びはより有効な手立てとなることが示されている [3-77]。

このような移動式遊びの支援はプレーワーカー常置の遊び場（プレーパーク、冒険遊び場や児童館等）のサービスが行き届かない地域や放課後の子どものプログラムを補完し、また災害後の子どもの遊びを通じた心身回復として必要性が高く、より移動式遊びの支援の体制を拡充すべきである。

プレーバスによるアウトリーチ活動は実は宮城県で1962年に中央児童館のアウト

リーチ活動として「こぼと号」を走らせている [3-78]。そういう意味では英国やドイツより早い時期に導入されている。残念なのはそれが普及、一般化しなかった点である。

子どもが外で遊ばなくなっている今日、むしろ積極的な介入策としてプレーバス等の移動式遊びのアウトリーチ活動が今でこそ求められる。

4 提言 (右の()内は分科会が想定した関係省庁の例示)

(1) 子どもを中心にいた投資と政策の構築に向けて

- ① 子ども関連の予算と評価システムの構築 【財務省】
子どもの予算を明確にし、評価を行なうための具体的指標および追跡システムを包含した予算策定、および事後評価システムの確立が求められる。
- ② 子どもの総合的政策と法整備 【内閣府・法務省】
子どもの成育を保障する総合的な法整備と地方と連携した総合的政策を進め、省庁横断的な調整権限を有す部署への再編か半永久的な対策本部の設置が必要である。
- ③ 子どもに関する研究・データの蓄積と科学的知見に基づく政策 【内閣府・厚労省】
子どもの心身の発達、事故情報等、総合的な子ども関連のデータを蓄積し、評価、政策立案に活用できる研究の中心的機関を整備するべきである。
- ④ 子どもの声の施策反映と子どもの社会参画の推進 【内閣府・国交省・環境省】
子ども参画で「住み続けられるまちづくり」の推進など SDGs への国際的協調をはかるべきである。

(2) 胎児期・幼児期・児童期・青年期の各ステージで子ども自身の力が育まれる環境・社会づくりに向けて

- ① 各成長ステージで子どもが健全に育つ環境の改善 【内閣府・厚労省・文科省・国交省】
子どもの困難な状況は、胎児期から始まっていると捉え、子どもの成長発達を主軸に成育空間を捉えるべきである。
- ② 子どもの主体性を培う外遊びの総合的価値と非認知能力獲得の重要性の認識 【内閣府・国交省・厚労省・文科省】
非認知能力獲得はじめ人間発達の上での遊びの総合的価値の重要性について、国をあげて訴え、社会的に発信するとともに、多様な外遊びの機会を保障するべきである。

(3) 子どもの育ちを多世代で継続的に見守り、包括的に支援する社会づくりに向けて

- ① 子どもの育ちを軸に切れ目なく包括的にサポートする体制づくり 【内閣府・厚労省・文科省・国交省】
胎児期から親になるまでの切れ目ない子育て支援の包括ケアシステムを、保健・保育・教育・児童福祉および住環境も加えた分野横断的に連携してソフト、ハードの両側面から総合的にはかるべきである。
- ② 子どもに寛容な地域コミュニティ形成と多様な居場所づくり 【内閣府・厚労省・文科省・国交省】
子どもに寛容な地域社会を構築しつつ、子どもと他者との接点を増やすとともに、こども食堂やみんな食堂など、リスクアプローチとポピュレーションアプローチの両

側面を考慮した子どもの居場所を多様に展開することが肝要である。

③ **子どもの育ちを支援する職能・専門家の養成と雇用促進** 【厚労省・文科省】

プレーワーカー等の職能を保障し、その養成プログラムを高等教育に設け、放課後や長期休暇プログラムの担い手として雇用を促進するべきである。

④ **子どもの成育環境改善への意識啓発と子どもの主体教育** 【内閣府・文科省・国交省】

本提言の趣旨の社会への啓発を行い、子ども自身も子どもの成育環境改善を考え、発言することができる主体として学ぶ機会を設けるべきである。

(4) **子どものための政策拡大・分野横断的な体制強化・居場所となる空間づくりに向けて**

＜日常生活圏（住環境）における場面ごとの空間づくり＞

① **住まい、住宅地** 【国交省】

子どもが安全にしかも活発に地域で遊び、育つ子どもの育ちに配慮した住まいづくり、集いの場、住宅地づくりを進めるべきである。

② **住宅地の中の道** 【国交省・警察庁】

住宅地内の道を子どもが遊び、沿道コミュニティが形成されるくらしの道ゾーン、ウォークアブルシティ等を子ども・住民参画で一層推進するべきである。

③ **住宅地のコモン（公園、緑地、オープンスペースなど）** 【国交省】

地域の人々の目が届く中で、小さな自然も活用でき、一方で子どもが危険を伴う遊び（リスキープレイ）にも挑戦可能な成長を見守る空間形成をはかるべきである。

④ **子どものための専門施設（学校、保育園、児童館など）** 【内閣府・文科省・厚労省】

多様な個性、発達段階の子どもに対応して保育や教育施設は選択肢が多く、主体的な遊び・学びを触発する柔軟性、環境性能にも優れた質の高い空間とするべきである。

⑤ **多世代・多機能が共存する地域施設（コミュニティセンター、図書館、福祉施設など）** 【内閣府・文科省・厚労省】

公共的な地域施設は子どもたちも含めて多世代が共存共栄する複合的な機能が連携し、相乗効果を生む体制を作りそれを適切に運営するべきである。

⑥ **医療・健康施設** 【厚労省】

子どもが長期入院する施設には遊びや学びの施設、そしてCLS等の専門家の拡充をはかるべきである。子どもホスピスも拡充が望まれる。

＜非日常の体験やプログラムによる空間づくり＞

⑦ **自然環境へのアクセス** 【文科省・農水省・環境省・国交省】

長期休暇期間中は大自然の中でのキャンプや農村生活体験等のプログラムを行政施策としても推進するべきである。

⑧ **子どものところに向くアウトリーチ** 【文科省・国交省・農水省・厚労省】

プレーバス等の移動式遊び支援で、多様な体験を子どもに提供するアウトリーチは生活圏が狭い子どもの生活には必要である。また災害時に整備することも重要である。

<用語の説明>

「子どもの遊び」

子どもの遊びを定義づけることは、人間にとって生きることは何か定義づけるのと同様に一言で言い表せない。あえて言うならば、子どもの成長に伴う、身体、心の自然な欲求（好奇心、挑戦心、覚醒追求など）に基づく行為である。子どもにとって遊びは生きることそのものとも言われるように子どもは遊ぶことによって成長する。動物行動学は遊びは人間のみならず、また霊長類のみならず、単純な生きものにもみられる自然な行為と明らかにしている。遊びは学びの対置概念ではない。また、遊びは、仕事の対置概念ではない。遊びを通して、知的好奇心が発揮・展開され、創造的想像力が育まれる。遊びは創造的な空間である。遊びは学びである。「楽習」なのである。(内田, 2017 ; [36])。さらに、「遊びの反対は仕事ではない、抑うつである」(ブライアン・サットンスミス)などというように、遊びが欠けることによって、精神の病、人格障害を起こす影響も報告されている。ピアジェの発達心理学では遊びは発達段階で「ごっこ遊び」や「振り遊び」のような象徴的あそび、幼児期後半（5歳後半）からはルールを伴った遊びなど、遊びの内容、種類も発展してくる。子どもの好奇心は遊びの中で発達し、遊びも多様に展開する。多様な遊びを経験することが心身の発達によいとされる。

「非認知能力」

学力が測定できる認知能力というのに対して、意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない能力。ノーベル経済学賞を受賞したシカゴ大学のジェームズ・ヘックマン教授らの「ペリー幼稚園プログラム」で知られるようになった。文部科学省は「生きる力」を問題解決能力や自制心、協調性など全人的な資質や能力を指すとしているので、その生きる力に相当する。また「GRIT（グリット）」とも呼ばれる「やり抜く力」も「非常に遠い先にあるゴールに向けて、興味を失わず、努力し続けることができる気質」（ペンシルバニア大学の心理学者、ダックワース教授提唱）も非認知能力として注目されている[3-79]

<参考文献>

[2-1]

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/gdp.html> (2019.12 閲覧)

「(内閣府) 各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa16/hiyo/chap2_6.html

(2019.12 閲覧)

図 2-1-1 各国の子育て関連支出の対 GDP 比

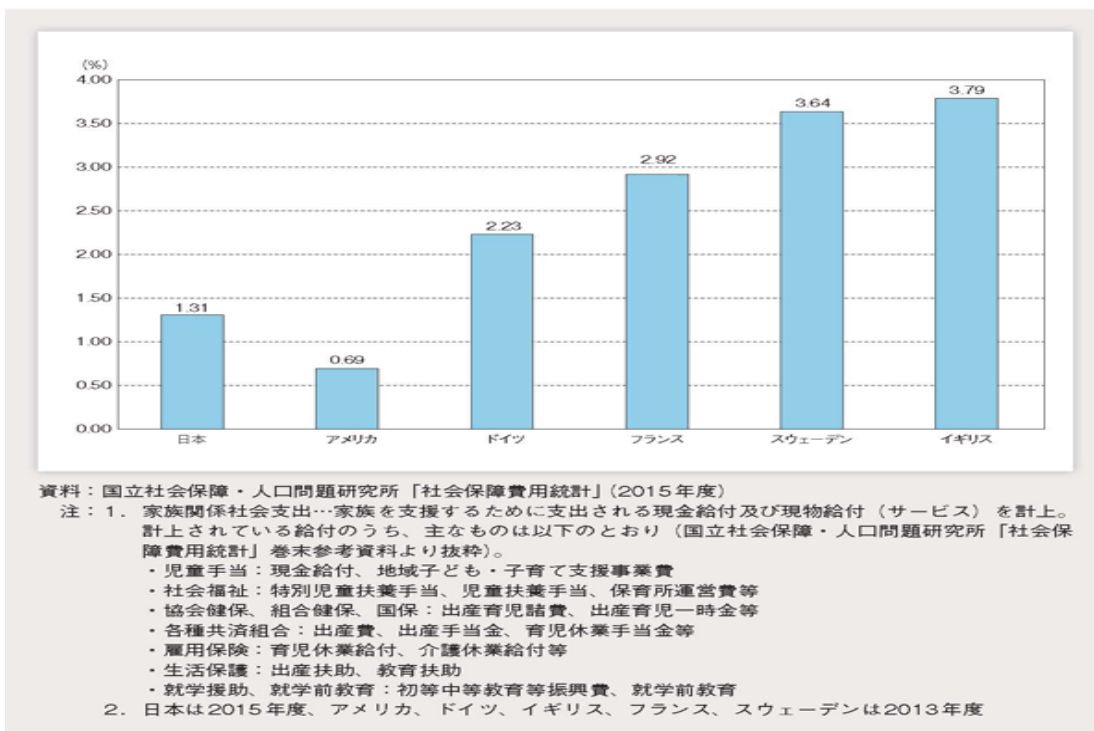


図 2-1-2 「社会全体に対する子育て費用に関する調査報告書概要版(参考)国際比較」

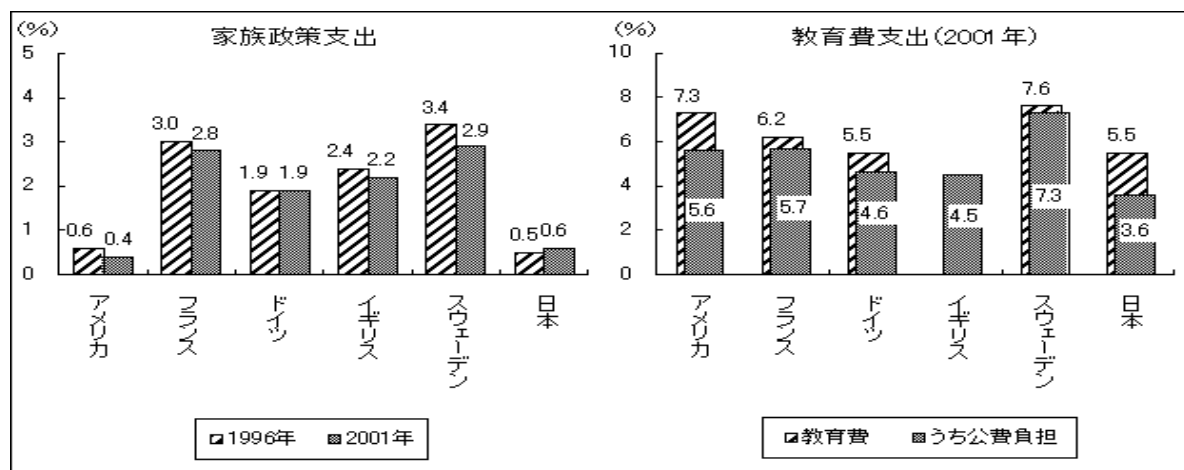


図 2-1-3 各国の子育て関連支出（20 歳未満人口 1 人あたり：円）

	アメリカ		フランス		ドイツ		イギリス		スウェーデン		日本	
	1996年	2001年	1996年	2001年	1996年	2001年	1996年	2001年	1996年	2001年	1996年	2001年
家族手当 注1	28,544.60	14,047.70	114,598.10	88,122.70	78,157.90	72,550.00	62,657.00	75,950.10	88,384.50	92,800.70	20,102.20	32,804.40
出産関係費、育児休業給付	-	-	27,678.20	26,261.20	29,691.90	19,046.10	5,012.60	6,910.60	70,467.50	73,575.00	19,288.20	21,573.40
その他金銭給付	-	-	0	0	20,457.10	15,095.30	64,640.10	78,721.00	20,439.30	10,907.60	104.5	94.5
児童福祉サービス給付 注2	31,994.00	38,878.30	125,280.60	102,343.90	92,779.90	71,974.80	34,467.30	25,639.40	198,057.20	113,196.00	50,449.50	60,199.60
家庭政策支出合計	60,538.60	52,926.00	267,556.90	216,727.80	221,086.80	178,666.20	166,777.00	187,221.10	377,348.50	290,479.30	89,944.50	114,671.90
教育費：計	-	1,014,430.40	-	474,795.80	-	514,980.00	-	-	-	754,320.30	-	1,052,458.60
うち公費負担	-	778,846.40	-	437,716.50	-	426,590.20	-	376,682.30	-	728,442.70	-	689,824.10

注 1. 児童手当、児童扶養手当等

注 2. 保育所運営費、放課後児童健全育成事業費、要保護児童施設運営費等

注 3. 1 人あたりに換算に用いた人口は、国連のデータを用いており、入手できる最新の情報は各国で年次が異なるため、1 人あたりの換算は、1996、2001 年ともに同じ年次の人口データで算出している

[2-2]

<https://www26.atwiki.jp/childrights/pages/319.html> (2019. 12 閲覧)

原文：英語 日本語訳：子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議、CRC/C/JPN/CO/4-5、2019 年 3 月 5 日

子どもの権利に関する支出についてユニセフからの勧告

委員会は、締約国が、子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する（国連子どもの権利委員会 勧告 2019 2 より）

差別の禁止（パラ 18）、子どもの意見の尊重（パラ 22）、体罰（パラ 26）、家庭環境を奪われた子ども（パラ 29）、リプロダクティブヘルスおよび精神保健（パラ 35）ならびに少年司法（パラ 45）

子どもの相対的貧困率がこの数年高いままであることに鑑み、かつ子どもの権利実現のための公共予算編成についての一般的意見 19 号（2016 年）を想起しながら、委員会は、締約国が、子どもの権利の視点を含み、子どもに対する明確な配分額を定め、かつ条約の実施のために割り当てられる資源配分の十分性、有効性および公平性の監視および評価を行なうための具体的指標および追跡システムを包含した予算策定手続を確立するよう、強く勧告する。そのための手段には以下のものが含まれる。

- 子どもに直接影響を与えるすべての支出の計画、確定、補正および実際の額について、詳細な予算科目および予算項目を定めること。
- 子どもの権利に関連する支出の報告、追跡および分析を可能にする予算分類システムを活用すること。
- サービス提供のための予算配分額の変動または削減によって、子どもの権利の享受に関する現在の水準が低下しないことを確保すること。
- 子供・若者育成支援推進大綱の実施のために十分な資源を配分すること

[2-3]

元木愛理・篠原亮次・山縣然太郎「家族関係社会支出の国際比較および合計特殊出生率との関連検討」(第63巻日本公衛誌第7号, 2016)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jph/63/7/63_15-078/_pdf (2019.12 閲覧)

[2-4]

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html (2019.12 閲覧)

「(厚生労働省) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」

[2-5]

Stuart L. Brown “Consequences of Play Deprivation”

http://www.fa-sett.no/filer/Consequences_of_Play_Deprivation-Stuart_Brown_MD.pdf
(2019.11 閲覧)

[2-6-1]

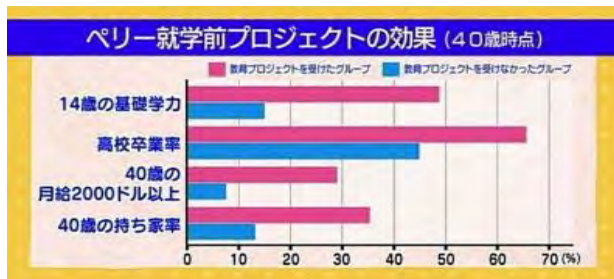
Heckman JJ, Masterov DV” The productivity argument for investing in young children” (*Applied Economic Perspectives and Policy*, Volume 29, Issue 3, Fall 2007, 446-493)

ジェームズ・ヘックマン らによる、ペリー就学前プロジェクトは貧困世帯の3、4歳の子どもたち123人に①子どもたちに遊びを計画してもらい、その遊びを実行してもらい、②さらにその遊びをよりよくするためにどうすればいいか考えてもらい、のプログラムを毎日、繰り返し行ってもらい、その後40歳時点での経済力に差があることが示された。

[2-6-2]

<https://www.sukusuku.com/contents/89645>

図 2-6-2-1 ペリー就学前プロジェクトの効果



[2-7]

内田伸子『子どもの見ている世界：誕生から6歳までの「子育て・親育ち」』(春秋社、p, 205、2017)

難関突破組；受験偏差値68以上の難関大学・学部出身者、且つ、司法試験や医師国家試験の合格者

東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県在住の23歳～28歳までの息子や娘を2人～3人育てた家庭を2000世帯抽出しウェブ調査により回答を得た。図は、対数線形分析の結果有意差が出た項目を掲載した。

図 2-7-1 遊びと難関校突破

首都圏2000世帯のウェブ調査(内田,2017)
離園校突破組は子ども時代によく遊んだ
〔絵本の読み聞かせ習慣も⇒読書好き〕
小学校就学前にとっても意識的に取り組んでいたこと



[2-8]

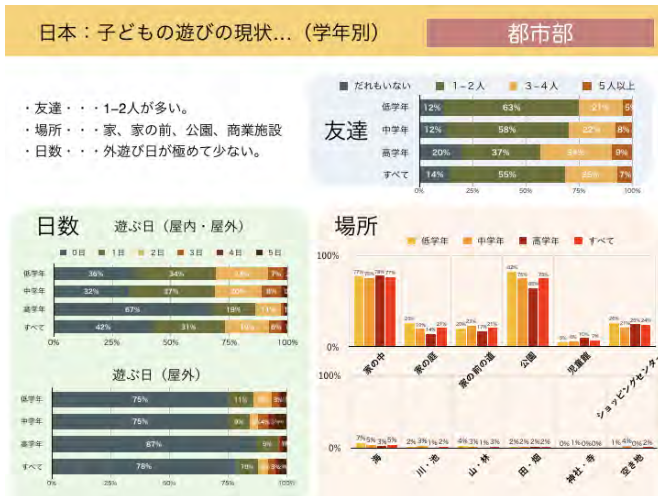
木下勇 「公開シンポジウム『どうなる外遊びの未来!』主旨説明資料, 日本学術会議 2019.6 (原典:木下勇研究室気仙沼市2018年度委託調査報告展示会『どうなる外遊びの未来』報告資料)

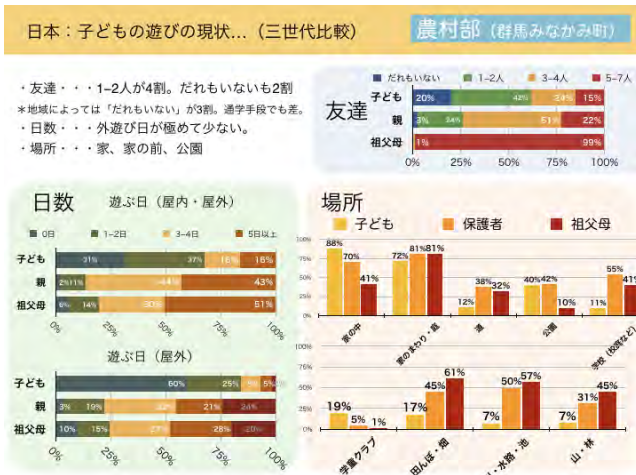
図 2-8-1 外遊びの現状

放課後の遊びに関する質問紙調査

2つの事例 遊びの三間(仲間・時間・空間)と子どもの声を報告

	都市部	地方都市	農村部		
対象地	千葉県千葉市	宮城県気仙沼市	福島県石川町	群馬県片品村	群馬県みなかみ町
調査時期	2018.7	2017.1	2016.10	2016.10	2018.12
有効回答数	425	1847	394	159	161
(有効回答率)	67.5%	72%	86.8%	93.0%	84.7%





[2-9]

ピーター・グレイ (吉田新一郎訳、2018) 『遊びが学びに欠かせないわけ - 自立した遊びを育てる』 (築地書館 21-23)

(外遊びは自分でコントロールする内的コントロールを高め、)「1960年代の若者の80%は、2002年の若者の平均より高いコントロールの点数をあげていた」。「(自分では制御できない) 外的コントロールの上昇は、不安や落ち込みの上昇と関係があるということを感じるだけの十分な理由があります」

「若者たちの心の健康が低下している驚くべき指標は、自殺率に見出すことができます。1950年以來、米国における15歳未満の子どもの自殺率は、4倍に増えました。」

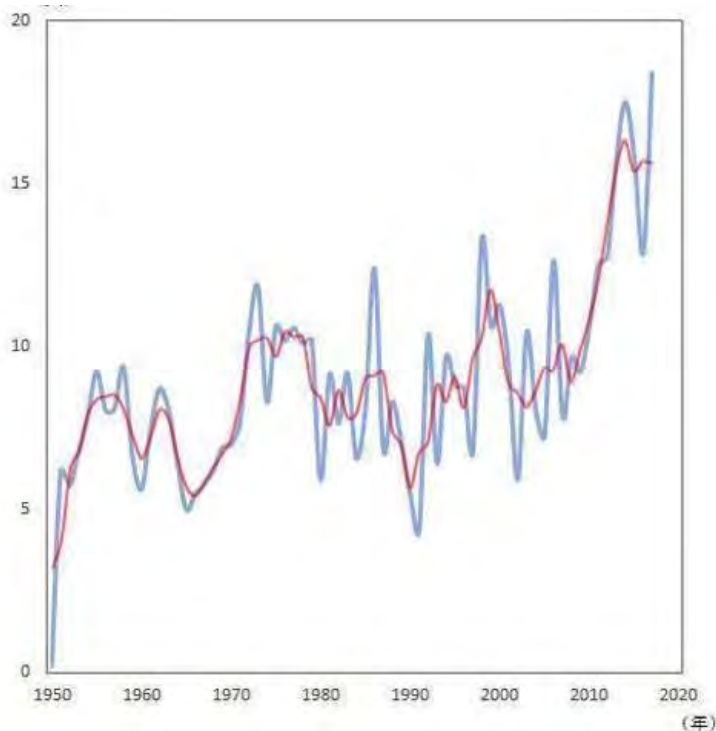
『何かを試しても無駄で、絶望的だ』と。研究は外的なコントロールの所在の持ち主たちは、自分の健康や、未来や、コミュニティに対して責任をとらない傾向があることも明らかにしています」

「子どもたちの自由な遊びの機会を減らすごとに、自分で自分の生き方をコントロールすることを学んだり、自分が状況や強者の犠牲者ではないことを学んだりするチャンスを奪い去っているのです」

[2-10]

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/03/2010-6.phpzu> (2019.12 閲覧)

図 2-10-1 10~14才の自殺率の推移 (Newsweek 2019.3.13 より)



* 当該年齢人口100万人あたりの自給者数。赤色は、3年次の移動平均曲線。
 * 厚労省『人口動態統計』、総務省『人口推計年報』より舞田敏彦作成。

[3-1]

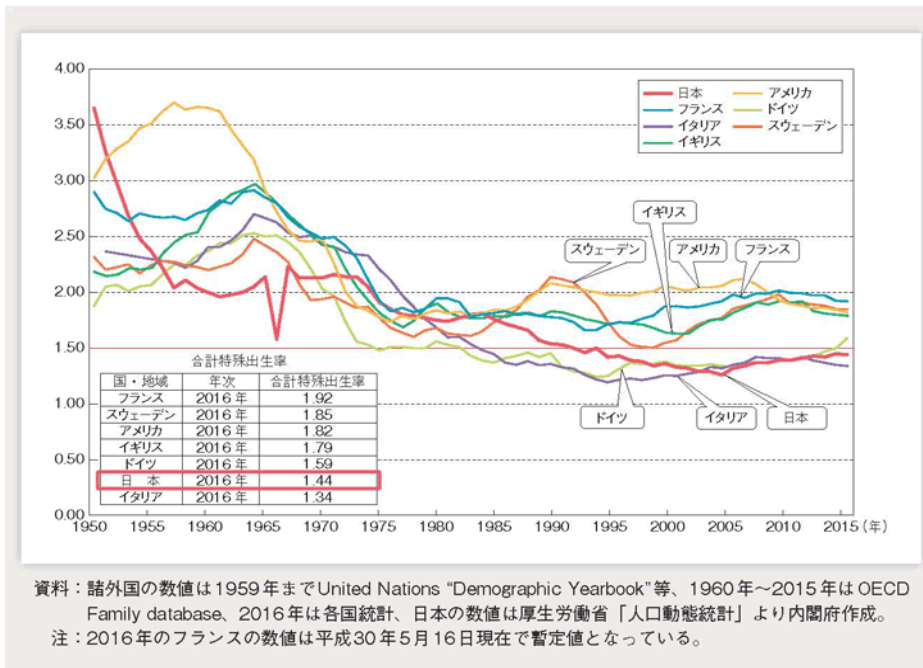
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/sekai-shusshou.html> (2019.12 閲覧)

内閣府世界各国の出生率諸外国の合計特殊出生率の動き (欧米)

ここでは以下のように報告されている。

「特に、フランスやスウェーデンでは、出生率が1.5~1.6台まで低下した後、回復傾向となり、直近ではフランスが1.92 (2016 (平成28) 年)、スウェーデンが1.85 (2016年) となっている。これらの国の家族政策の特徴をみると、フランスでは、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年代以降、保育の充実へシフトし、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち「両立支援」を強める方向で政策が進められた。スウェーデンでは、比較的早い時期から、経済的支援と併せ、保育や育児休業制度といった「両立支援」の施策が進められてきた。また、ドイツでは、依然として経済的支援が中心となっているが、近年、「両立支援」へと転換を図り、育児休業制度や保育の充実等を相次いで打ち出している。」

図 3-1-1 世界各国の出生率諸外国の合計特殊出生率の動き (欧米)



なお2001年をベースにした古いデータであるが、家族政策の対GDP比では上記、欧州のスウェーデン、イギリス、フランス、ドイツに比べて米国同様に極端に低い状況が報告されている

[3-2]

諸外国の子ども省の設置状況のエビデンスとしては以下が例としてある。(※実際の諸外国の、「子ども」を明確に対象とした省庁の設置事実として)

1) 英国：子ども・学校・家族省

Department for Children, Schools and Families (DCSF)

<https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-children-schools-and-families>

2) フランス：家族・子ども・女性の権利省

Ministère des Familles, de l'Enfance et des Droits des femmes

<https://www.egalite-femmes-hommes.gouv.fr>

3) ドイツ：連邦 家族・高齢者・女性・青少年省

Bundesministerium für Familie, Senioren, . Frauen und Jugend

<https://www.bmfsfj.de>

4) デンマーク：子ども・教育省

Ministry of Children and Education

<https://eng.uvm.dk/the-ministry/the-ministry>

5) ノルウェー：子ども・家族省

Ministry of Children and families

<https://www.regjeringen.no/en/dep/bfd/id298/>

6) インドネシア：女性エンパワメント&子ども保護省

Ministry of Women's Empowerment and Child Protection

<https://www.kemenpppa.go.id>

[3-3]

子ども省の設置検討経緯に関するエビデンスは以下の通り。

1) 日本における、「子ども家庭省」設置見送りの経緯

2011/1/28 日本経済新聞記事「「子ども家庭省」見送り こども園、内閣府所管に」

2) 日本において「子ども家庭省」検討をおこなった際の、英国「子ども・学校・家族省」の調査報告書

英国の青少年育成施策の推進体制等に関する報告書（平成 21 年 3 月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当））<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ukyouth/indexpdf.html>

[3-4]

山中龍宏・北村光司・大野美喜子・本村陽一・西田佳史「傷害予防に取り組む -変えられるものを見つけ、変えられるものを変える-」（日本小児科学会雑誌 120 巻 3 号，566-579、2016）

図 3-4-1 傷害予防のシステム



[3-5]

Eunice Kennedy Shriver National Institute of Child Health and Human Development
<https://www.nih.gov/about-nih/what-we-do/nih-almanac/eunice-kennedy-shriver-national-institute-child-health-human-development-nichd>
(2020.5 閲覧)

[3-6]

The Child Care Data Center
<https://childcareworks.org/wp-content/uploads/2019/04/CCDC.pdf> (2020.5 閲覧)

[3-7]

ドイツ青少年研究所 Deutsches Jugendinstitut

<https://www.dji.de/> (2020.5 閲覧)

[3-8]

ドイツの青少年の生活状況と青少年福祉に関する報告

<https://www.bmfsfj.de/blob/115438/d7ed644e1b7fac4f9266191459903c62/15-kinder-und-jugendbericht-bundestagsdrucksache-data.pdf> (2020.5 閲覧)

[3-9]

ドイツ子ども支援協会 Deutsches Kinderhilfswerk

<https://www.dkhw.de/> (2020.5 閲覧)

[3-10]

青少年文化アーカイブ (Archiv der Jugendkulturen e.V.)

<https://www.jugendkulturen.de/> (2020.5 閲覧)

[3-11]

Zentrum für Kindheits- und Jugendforschung 子ども・若者研究センター ビールフェルト大学

(2020.5 閲覧)

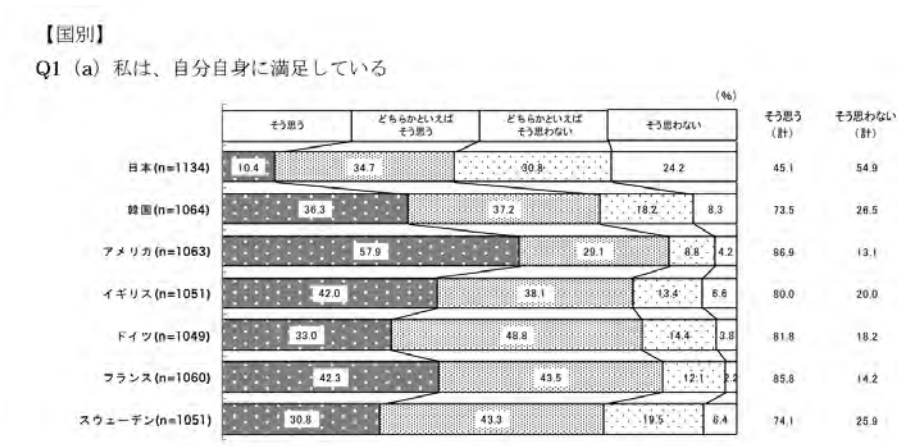
[3-12]

内閣府 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査 (平成 30 年度)

<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/h30/pdf-index.html>

(2020.5 閲覧)

図 3-12-1 若者の意識国際比較 (「自分自身に満足している」への回答)



13歳から満29歳まで男女各国1000人へのWeb調査による

[3-13]

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/zero_pro/k_8/pdf/s3_6.pdf

(2019.12 閲覧)

木下勇報告 子どもにやさしい都市（まち）と少子化対策

図 3-13-1 フランスの就学前の子どもの参画

世界の事例から

フランス ユニセフ 子どもにやさしいまちの推進で出生率増加

フランスでは 子どもの参加を全面的に推進し
「子どもにやさしい」は持続可能な発展



フランスでは200近くの市町村で子どもにやさしいまちを推進。出生率の増加にもつながった。

就学前幼児でも参加できるという

- 4つの基本のプロセス
- 基本1 「日常生活」特に子どもの福祉
- 基本2 子ども若者の相談、参画、話しを聞くこと
- 基本3 国際連携
- 基本4 子どもの権利の擁護

Sustainable development priority and "ecological" early childhood center in Paris © Méline Harlé, UNICEF France Child friendly cities officer, Rotterdam

[3-14]

Wolfgang&Karla Zacharias 「ミュンヘンで遊ぼうコンセプト」(遊びに学ぶまち～ドイツ・日本子どもの参画交流会講演、2006.6)

図 3-14-1 ミュンヘン 子どもフォーラム

ドイツ ミュンヘン

ユニセフ「子どもにやさしいまち」優良事例

市の総合計画の念に「ミュンヘンで遊ぼう」子ども家族に優しいミュンヘン

コンテスト: "Munich - Open for Children"
より子どもに優しい都市のために for more child-friendliness in the city
子ども参加の推進

1999 子どもにやさしいレストラン
2001 子ども家族にやさしい住環境
1999 and 2001 子どもにやさしいミュンヘン市民(子どもが審査委員会)
1999 and 2001 アイデア&プロジェクトコンペ
2006 子ども家族にやさしい住環境

コンセプト
Background information, framework conditions
Quality criteria of an all-city play promotion
Strategies of action, priorities
Reference literature

要約
Important findings, targets, fields of action of the concept

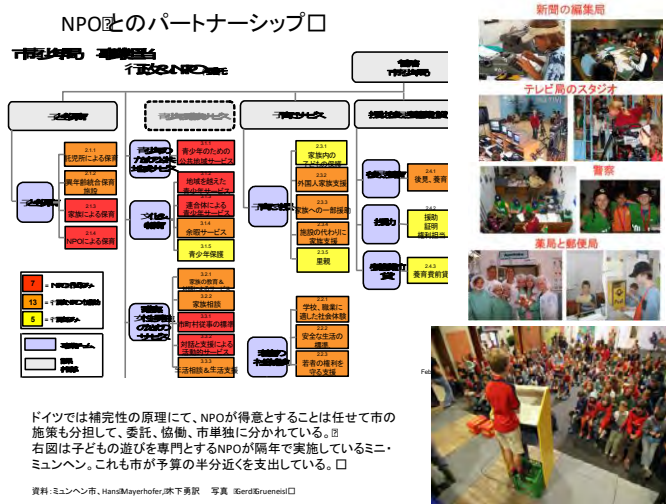
指標リスト
Questions and indicators for all levels of planning and implementation

子どもフォーラム
中央に常勤の副市長直轄の子ども事務局の子ども代表人。地域のボランティアの子ども代表人を統括、子どもの声を市政に反映する責任。副市長直轄なので市施策に横断的に強制力を有す。

[3-15]

Hans Mayerhofer (元ミュンヘン市青少年部長) 「ミュンヘン市の青少年行政」(遊びに学ぶまち〜ドイツ・日本子どもの参画交流会講演、2006. 6)

図 3-15-1 ミニミュンヘンと行政・民間の協働



[3-16]

<https://www.unicef.or.jp/cfc/> (2019. 12 閲覧)

日本ユニセフ協会ではユニセフ本部から配信された国内委員会向けのチェックリストを関心ある自治体の参加で作業グループにて日本版を作成し、2019年には5自治体にて検証作業を進めている。

[3-17]

早稲田大学卯月盛夫研究室「子ども議会・若者議会報告書」(2019)

<https://wakamachi.org/2019/06/11/report/> (2019. 12 閲覧)

[3-18]

http://www.town.yuza.yamagata.jp/education/learning/e4d77shounengikai_2019.html
(2019. 12 閲覧)

遊佐町少年議会

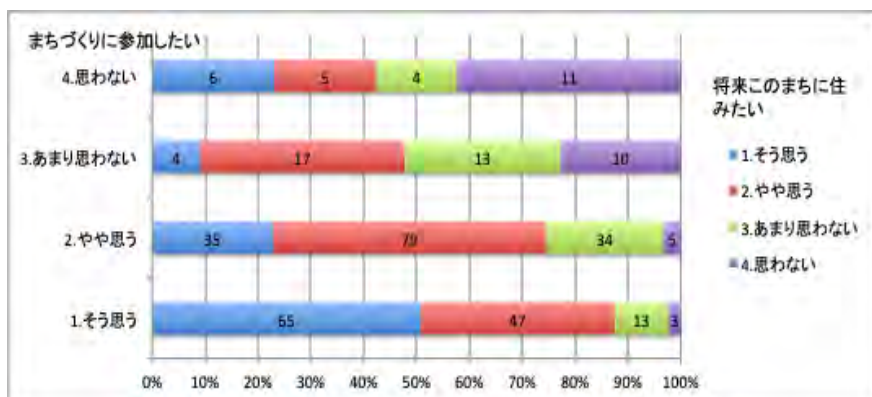
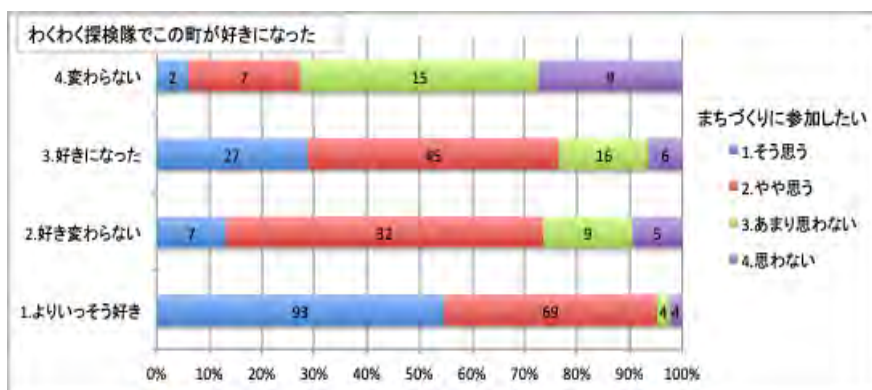
[3-19]

木下勇・みえけんぞう・卯月盛夫、『こどもがまちをつくるー「遊びの都市(まち)ーミニミュンヘン」からのひろがり』(萌文社、2010. 4)

[3-20]

木下勇 わくわく探検隊 アンケート報告(松戸市小金小学校、2017)

図 3-20-1 子どもの参画と永住意識



[3-21]

三輪律江「定住率向上のための地域環境施策とは：まち保育の考え方とこどもにやさしいまちづくり（特集 人口動態と地域まちづくり）」（一般（社）日本住宅協会「住宅」vol. 68, 2019、2019年7月）

[3-22]

A ポルトマン（高木正幸訳 1961）『人間はどこまで動物か』 岩波新書]

[3-23]

大豆生田啓友『子育てを元気にすることば - ママ・パパ・保育者へ』（エイデル研究所、2017/7/1）

[3-24]

尾木まり・柏女霊峰・斉藤進・八重樫牧子・三輪律江「小学高学年の生活実態および意識と将来への期待について」（「厚生指標」、第59巻第2号、2012年2月）

<https://www.hws-kyokai.or.jp/images/ronbun/all/201202-01.pdf>（2019.12 閲覧）

[3-25]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00003.html

（2019.12 閲覧）

厚生労働省資料

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）（令和元年8月）

においては、問題が把握されていても救済できなかった事例が報告されている。例えば、0日・0か月児事例における実母の妊娠期の問題については、0日児事例では、「母子健康手帳の未交付」が13人（92.9%）であり、次いで「妊婦健康診査未受診」が12人（85.7%）であった。

参考データ 表3-25-1 妊娠期・周産期の問題（複数回答）

表5-2-4-1 妊娠期・周産期の問題（精神疾患あり）（複数回答）
（第5次から第15次報告までの累計）

区分	心中以外の虐待死 (53人)		心中による虐待死(未遂含む) (84人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	4 (2)	7.5%	5 (0)	6.0%
妊娠高血圧症候群	5 (0)	9.4%	4 (0)	4.8%
喫煙の常習	8 (2)	15.1%	6 (0)	7.1%
アルコールの常習	2 (0)	3.8%	4 (0)	4.8%
違法薬物の使用/薬物の過剰摂取等	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
マタニティブルー	5 (1)	9.4%	7 (0)	8.3%
予期しない妊娠/計画していない妊娠	14 (3)	26.4%	4 (0)	4.8%
若年(10代)妊娠	4 (1)	7.5%	3 (0)	3.6%
お腹をたく等々の墮胎行為	0 (0)	0.0%	1 (0)	1.2%
母子健康手帳の未交付	2 (0)	3.8%	1 (0)	1.2%
妊婦健康診査未受診	9 (0)	17.0%	3 (0)	3.6%
胎児虐待	2 (0)	3.8%	0 (0)	0.0%
その他	1 (0)	1.9%	3 (0)	3.6%

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000533877.pdf> (2019.12 閲覧)

同上の資料の概要版では、関係機関の関与 児童相談所の関与ありが8例（16.0%）、市区町村（虐待対応担当部署）の関与ありが9例（18.0%）で（重複あり）あった。児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方の関与ありが6例（12.0%）であった。何らかの機関（児童相談所、市区町村、保健センター等）が関与していた事例は29例（58.0%）であった。0か月児事例14例については関係機関の関与無しが12例（85.7%）、関与ありが2例（14.3%）であった。

[3-26]

<https://www.unicef.or.jp/news/2016/0100.html> (2019.12 閲覧)

（最新の国調査）7人に1人が貧困状態

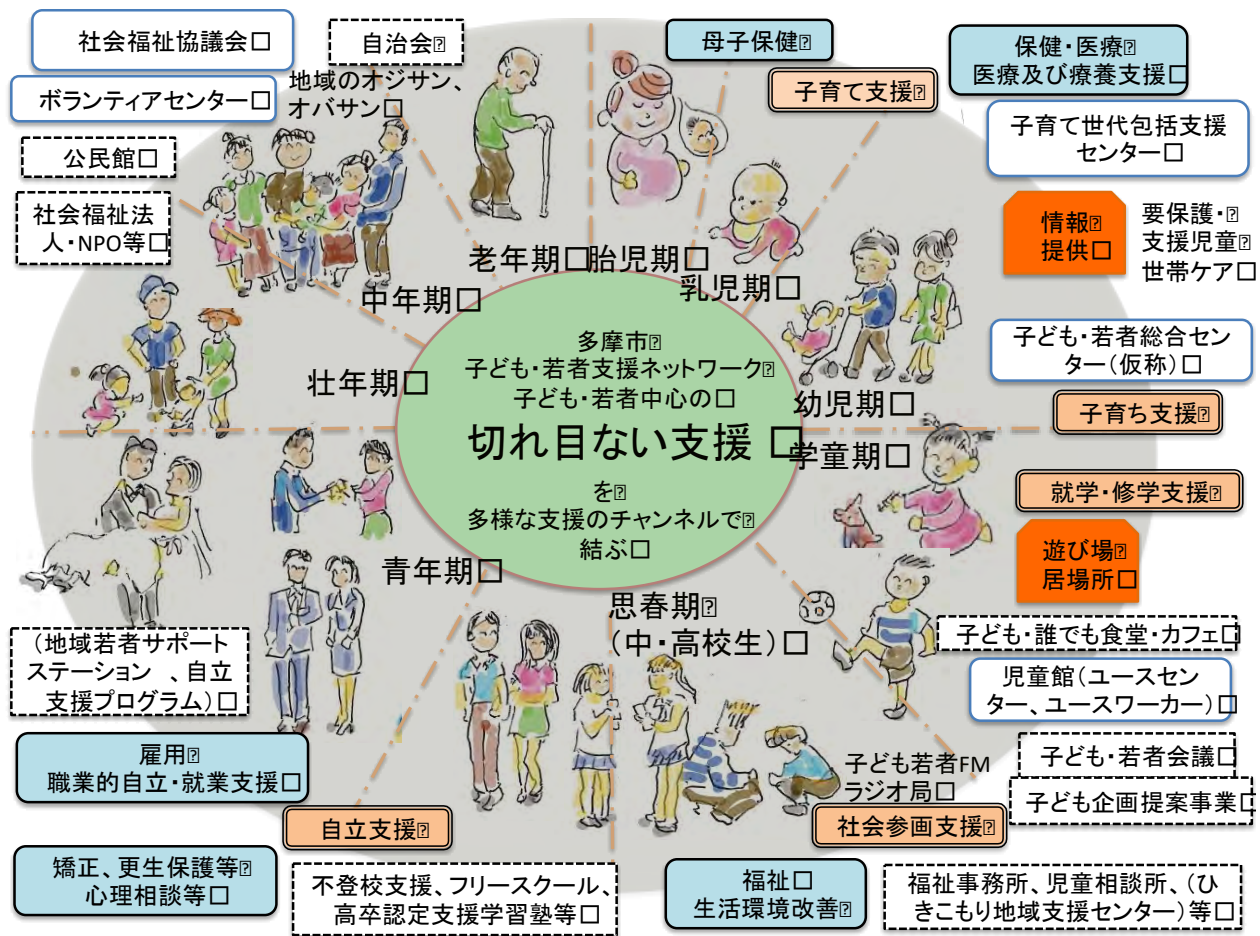
ユニセフ イノチェンティ研究所『子どもたちのための公平性：先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表』2016年4月14日

[3-27]

<http://www.city.tama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000007/7829/hp.pdf> (2019.12 閲覧)

多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会「子ども・若者支援施策のあり方報告書：ザ・チャレンジ たま結び、子どもや若者だれもが自分らしく幸せに生きられる Well being をめざして」（多摩市、2019）

図3-27-2 切れ目ない支援 概念図（作画 木下勇（2019））



[3-28]

スポーツ庁平成 28 年度体力・運動能力調査

https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/10/1396897-5.pdf

(2020. 5 閲覧)

[3-29]

Arya Ansari, et, al. Combating Obesity in Head Start: Outdoor Play and Change in Children's BMI, J. Dev. Behav. Peartr. 2015. Oct. 36(8), 605-612

doi: [10.1097/DBP.0000000000000215](https://doi.org/10.1097/DBP.0000000000000215)

[3-30]

Mariana Brussoni “From obesity to allergies, outdoor play is the best medicine for children”

<https://theconversation.com/from-obesity-to-allergies-outdoor-play-is-the-best-medicine-for-children-118031>

(2020. 5 閲覧)

[3-31]

Jones LA, et al. Parental History of Myopia, Sports and Outdoor Activities, and Future Myopia, Invest Ophthalmol Vis Sci. (2007)

[3-32]

Herman K. Lanz, "Number of Childhood Friends in Reported in the Life Histories of a Psychologically Diagnosed Group of 1000", Marriage and Family Life, May 1956, pp. 107-108

[3-33]

Stuart L. Brown, Consequences of Play Deprivation,
http://www.fa-sett.no/filer/Consequences_of_Play_Deprivation-Stuart_Brown_MD.pdf,
2019.11 閲覧

[3-34]

リチャード・ループ (春日井晶子訳) 『あなたの子どもには自然が足りない』 早川書房, 2006

[3-35]

木下勇 「三世代への聞き取りによる農村的自然の教育的機能とその変容～児童の遊びを通して見た農村的自然の教育的機能の諸相に関する研究 (その2)」 (日本建築学会計画系論文報告集、第450号, pp. 83-89, 1993. 8)

[3-36]

Rachel Sebba, The Landscapes of Childhood: The Reflection of Childhood's Environment in Adult Memories and in Children's Attitudes

Environment and Behavior, Volume: 23 issue: 4, page(s): 395-422

<https://doi.org/10.1177/0013916591234001>

[3-37]

McArdle, K., Harrison, T., Harrison, D., (2013). Does a nurturing approach that uses an outdoor play environment build resilience in children from a challenging background?. Journal of Adventure Education and Outdoor Learning, 13(3), 238-254.

[3-38]

藤田 悠, 斎尾 直子 「老人ホーム・保育所に対する社会意識の変遷と課題 建設反対事例の新聞記事記載内容と立地周辺環境の分析」 (日本建築学会計画系論文集 82, 733, pp. 697-703, 2017)

[3-39]

https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kentoukai/k_3/pdf/s3-1.pdf (2019. 12 閲覧)
内閣府子どもの貧困対策に関する検討会について平成 26 年 5 月湯澤直美資

[3-40]

高橋寛人共編著『居場所づくりにいま必要なこと――子ども・若者の生きづらさに寄りそう』
(明石書店、2019 年)

[3-41]

https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/BJNR111630990.html (2019. 12. 25 閲覧)
ドイツ 青少年育成支援法((1) Die Jugendhilfe ist gekennzeichnet durch die Vielfalt von Trägern unterschiedlicher Wertorientierungen und die Vielfalt von Inhalten, Methoden und Arbeitsformen.

青少年の支援は多様な内容と形態で濃い内容で多様な担い手で行われなければならない

- (2) Leistungen der Jugendhilfe werden von Trägern der freien Jugendhilfe und von Trägern der öffentlichen Jugendhilfe erbracht. Leistungsverpflichtungen, die durch dieses Buch begründet werden, richten sich an die Träger der öffentlichen Jugendhilfe.

青少年福祉は公共機関と民間の機関によって協働して公共サービスとして行われる。そのことがこの法律で義務付けられている。

- (3) Andere Aufgaben der Jugendhilfe werden von Trägern der öffentlichen Jugendhilfe wahrgenommen. Soweit dies ausdrücklich bestimmt ist, können Träger der freien Jugendhilfe diese Aufgaben wahrnehmen oder mit ihrer Ausführung betraut werden.

他の青少年福祉の課題は公共的な青少年福祉の担い手によって認識される。それらが重要な場合、民間の青少年福祉の担い手はその課題に対して取り組む、それが委託される。

[3-42]

ズザンネ・エントレス Susanne Endres(レムシャイト芸術学院)「ドイツにおけるプレーワーカーの教育」～芸術教育アカデミー：ミッション・ステートメント，日本学術会議公開シンポジウム「どうする外遊びの未来」講演. 2019. 6. 1

(参考資料 2 参照)

[3-43]

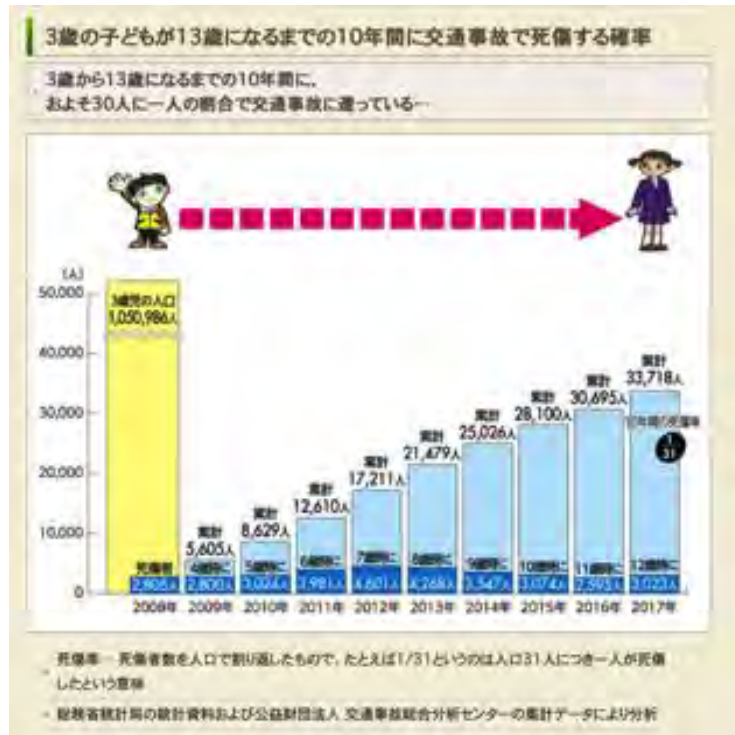
三輪律江「まち保育の必要性と可能性 -まちで育てることはまちが育つこと-」(公益(財)都市計画協会「新都市」2019. 7月号 pp. 39-43)

[3-44]

<http://www.signal-net.co.jp/2018/02/post-346.html#No1> (2019.12 閲覧)

3歳の子どもが13歳になるまで10年間に交通事故に遭う確率は30人に1人

図 3-44-1 子どもの交通事故死傷者数状況



[3-45]

サンデルス、スティナ『交通の中の子ども』（全日本交通安全協会訳・発行，1977）

[3-46]

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t62-15-3.pdf> (2019.12 閲覧)

我が国の子どもの成育環境の改善にむけて－成育空間の課題と提言－、日本学術会議、2008の補注2 より再構成して再掲

オランダでは1970年代にWOONERFという歩車共存道路を導入した際に、下記のように交通法規が改正された。

- ・第 88a 条 歩行者は、WOONERF と定めた地区内では、道路の幅員全部を通行することができる。道路上で遊ぶことも差し支えない。
- ・第 88b 条 WOONERF 内では運転者は、歩行の速度より早く運転しないものとする。遊んでいる子どもや、一般歩行者、障害物、路面の凹凸などに対処できるよう余裕をもって走行しなければならない。

図 3-46-1 オランダのボンネルフ (Woonerf)



(写真：木下勇)

対して日本では WOONERF にならったコミュニティ道路、そののちのくらしの道ゾーンの事業展開時にも交通法規は改正されず、以下の規定をもとに道路での遊びを社会的に排除する方向に進んでいる。

道路交通法（日本）

第 76 条（禁止行為）

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

- 一 道路において、酒に酔つて交通の妨害となるような程度にふらつくこと。
- 二 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しやがみ、又は立ちどまっていること。
- 三 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

[3-47]

木下勇 「私が出会ったまち チューリヒ（スイス）」（『[特集] 子育てとまちづくり』都市計画 Vol. 72. No.5, 25 Oct. 2013, p.2）

チューリヒでは母親たちの手作りで道路改造が行われた。30 年経てもその街区は子育てしやすいということで競って子育て世帯が移り住んでいる。

[3-48]

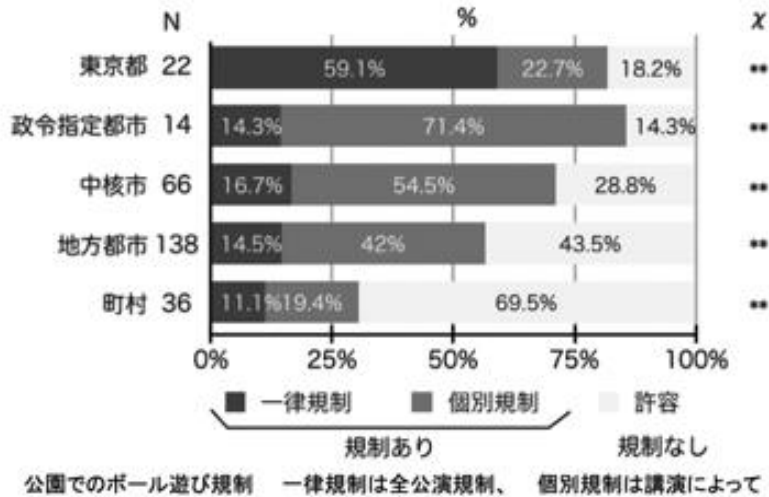
ジェイコブズ, ジェイン Jacobs, Jane (1961) "The Death and Life of Great American Cities", Vintage, Random House (邦訳: [新版] 『アメリカ大都市の死と生』, 山形浩生訳, 鹿島出版会, 2010 年) pp. 102-103)

[3-49]

鈴木悠平・寺田光成・木下勇「都市公園のボール遊び行為規制設置要因と子どもの遊びの実態に関する研究」(千葉大学園芸学部卒業研究、2019.3)

禁止事項は首都圏、東京都に多い

図 3-49-1 都市公園でのボール遊び禁止



2018年度調査 399自治体配布 276自治体有効回答 (69.2%)
 鈴木悠平(学部4年性) 寺田光成(博士後期課程) 指導 木下勇教授
 千葉大学園芸学部

[3-50]

三輪律江・木下勇・中西正彦「保育施設による公園活用とパークマネジメントの可能性と課題についての一考察」(都市計画論文集 Vol. 52, No. 3 (日本都市計画学会学術研究論文発表会論文), 日本都市計画学会, 2017, 739-746)

[3-51]

尾木まり・三輪律江他『まち保育のすすめ』(萌文社、2017.5)

[3-52]

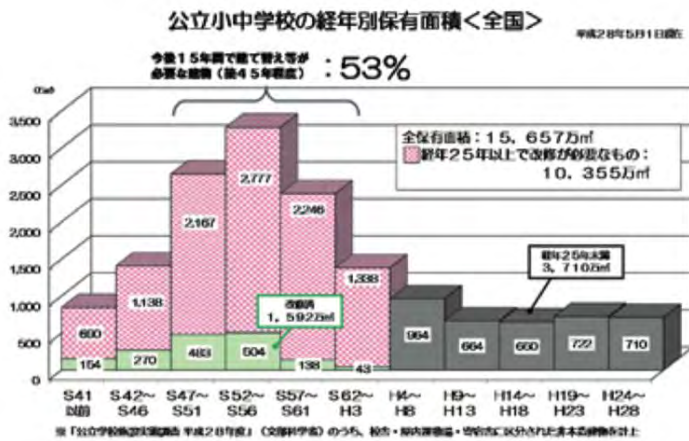
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1383800.htm

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/29/1383796_2.pdf (2019.12 閲覧)

文部科学省「学校施設の長寿命化改修に関する事例集」

「公立小中学校施設の保有面積は、平成 28 年 5 月 1 日現在、15,657 万㎡になる。その大半が児童生徒急増期に建設されたという特徴があり、例えば、下記のグラフにあるように、昭和 47 年～61 年までのわずか 15 年間に整備された施設が全体の半数以上(53%)を占める状況 となっている」

図3-52-1



[3-53]

伊香賀俊治ほか「教室環境の質が児童の体調と集中力に与える影響に関する実態調査」
 (日本建築学会環境系論文集 77(676), 533-539, 2012-06)

[3-54]

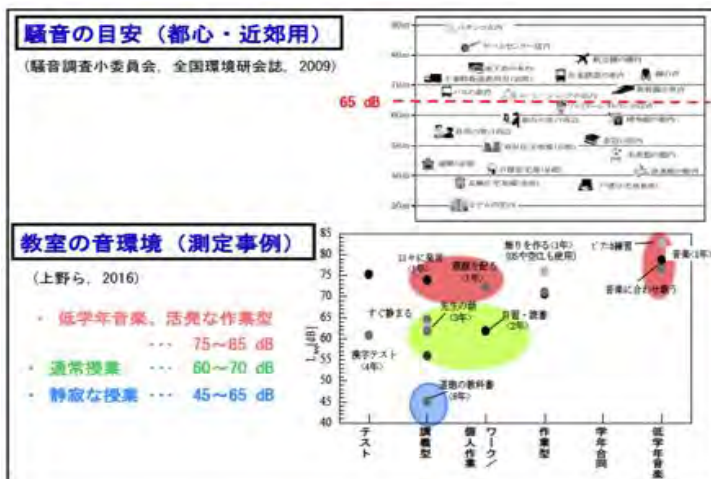
伊香賀俊治ほか 「学校施設における環境性能の向上が児童の満足度に及ぼす効果」
 (第6回日本LCA学会研究発表会講演要旨集(2011年3月)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/ilcaj/2010/0/2010_0_120/_pdf) (2019.12 閲覧)

[3-55]

高橋 秀俊 「発達障害の子どもの成育環境」 (子どもの成育環境分科会第5回話題提供資料 2019.1.16)

図3-55-1 オープン形式の教室だと聞こえにくいなど音環境の課題



労働衛生における音環境

◆ 騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月1日) 労働安全衛生法第68条及びガイドライン(労働安全)・第2
 第I管理区分：A測定・B測定 共、 等価騒音レベル85dB(A)未満 作業環境の継続的維持に努めること。
 第II管理区分：A測定・B測定のいずれかが、 等価騒音レベル85dB(A)以上90dB(A)未満
 ① 標識によって明示する等措置。 ② 第I管理区分となるよう必要な措置を講じる。
 ③ 必要に応じて、防音保護具を使用させる。
 第III管理区分：A測定・B測定のとどちらかが、 等価騒音レベル90dB(A)以上
 ① 標識によって明示する等措置。 ② 第I管理区分となるよう必要な措置を講じる。
 ③ 防音保護具を使用させると共に防音保護具使用について指示。

◆ 事務所衛生基準規則(最終改正：平成26年7月30日)
 > (騒音及び振動の防止) 第十一条：事業者は、室内の労働者に有害な影響を及ぼすおそれのある騒音又は振動について、風壁を設ける等その伝ばを防止するため必要な措置を講ずるようしなければならない。
 > (騒音伝ばの防止) 第十二条：事業者は、カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器で騒音を発生するものを、五台以上集中して同時に使用するときは、騒音の伝ばを防止するため、しや音及び吸音の機能をもつ天井及び壁で区画された専用の作業室を設けなければならない。

教育環境における音環境

WHO 環境騒音ガイドライン 1999 (一音換算) 健康への影響 (LAeq1d)

学校・幼稚園・保育園 多量・情報輸出 室内	30	授業中
の騒音		
児童・生徒がいない状態で、窓を閉じているとき LAeq50dB以下	20	睡眠中
児童・教師	55	活動中

◆ 教室内の等価騒音レベル(学校環境衛生基準 平成21年4月1日施行)
 児童・生徒がいない状態で、窓を閉じているとき LAeq50dB以下
 ◆ 教師の平均値 64dB (最終値65dB) (1975年日本学校保健会・日本学校薬剤師会)
 それ以上に大きい声の教師も多いと考えられる。
 ◆ 児童福祉施設設置基準(保育所など)：音に関する基準はない
 ◆ 東京都 環境確保条例：子供の健やかな成長・育成への配慮の必要性から
 保育所、幼稚園、認定こども園等は規制基準から適用除外

学校教室・保育室における音環境の基準の国際比較

	室内騒音レベル (L _{Aeq} dB)		残響時間 (秒)	
	学校教室	保育室	学校教室	保育室
WHO	35		0.6	
イギリス	35	←	0.6	←
デンマーク	30: 設備騒音由来 33: 交通騒音由来	←	0.6	0.4
ドイツ	(室用途により) 30-40		0.32 log ₁₀ (V)-0.17 V=120 m ³ のとき0.50	
ベルギー	35	←	0.35 log ₁₀ (1.25V) V=120 m ³ のとき0.76	0.6
アメリカ	35		0.6	
オーストラリア	40	35	0.4-0.5	0.4
中国	45	なし	0.8	なし
日本	50	なし	なし	なし

保育室は学校教室と同等かそれ以上

熊本大学 川井先生スライドより

[3-56]

齋尾直子・上田暲「公立小中学校複合化における 過去 30 年間の変遷と課題」(日本建築学会学術講演梗概集、1039-1042、2018)

[3-57]

<http://www.musashino.or.jp/place/> (2019.12 閲覧)

武蔵野市・むさしのプレイス

[3-58]

竹本鉄雄・雄谷良成 『ソーシャルイノベーション 社会福祉法人佛子園が「ごちゃまぜ」で挑む地方創生!』(ダイヤモンド社、2018.9)

[3-59]

小篠隆生・小松尚 『「地区の家」と「屋根のある広場」 -イタリア発・公共建築のつくりかた』(鹿島出版会、2018)

[3-60]

小篠隆生・小松尚 「多機能型コミュニティ拠点の創成プログラム トリノ市における「地区の家」を事例として」(日本建築学会計画系論文集 2017 82, 737, 1649-1659)

[3-61]

土屋 忠之, 武田 鉄郎 「病院内教育における慢性疾患及び小児がんの児童生徒に対する「体験的な学習」の実際 -子ども病院での「自然体験活動等」の事例をもとに」

(育療 : 子供の心身の健康問題を考える学会誌 / 日本育療学会 編 (通号 35) 2006.03 p. 34~39)

[3-62]

<https://www.kanaloco.jp/article/entry-210301.html> (2019.12 閲覧)

子どもホスピス横浜で誕生。大阪に次いで2件目。

[3-63]

江原朗「平成22~27年の全国の小児科標榜病院数の推移—地方別、所在地の人口規模別解析」(日本医師会雑誌、2015 ; 144:1873-1877)

[3-63]

宮地弘一郎「入院児のQOL 環境に関する調査研究 I -小児単独病棟および混合病棟の設備、人的環境、取り組みについて-」(医療と保育 Vol.16(1): 18-28、2018)

[3-65]

<https://www.kango-roo.com/sn/a/view/2275> (2019.12 閲覧)

ナースなみんなのコミュニティ掲示板 2016.1

日本でわずか31人—チャイルド・ライフ・スペシャリストにインタビュー

[3-66]

http://childlifespecialist.jp/?page_id=917 (2019.12 閲覧)

チャイルドライフスペシャリスト協会

[3-67]

<https://www.tbsradio.jp/260015> (2019.12.25 閲覧)

医療現場で子どもに寄り添う「チャイルドライフスペシャリスト」▼人権 TODAY (2018年6月9日放送分) TBS ラジオ 2019.6.9, 2019.12.25 閲覧

[3-68]

Louise Chawla, Jack L. Nasar, “Benefits of Nature Contact for Children”, *Journal of Planning Literature*, Volume: 30 issue: 4, July 22, 2015 page(s): 433-452

<https://doi.org/10.1177/0885412215595441> (2019.12 閲覧)

[3-69]

Frumkin H, Bratman GN, Breslow SJ, et al. “Nature Contact and Human Health: A Research Agenda” *Environ Health Perspect.* 2017;125(7):075001. Published 2017 Jul 31. doi:10.1289/EHP1663

[3-70]

<https://naturalearning.org> (2019.12 閲覧)

Natural Learning Initiative

[3-71]

<https://www.spielen-in-der-stadt.de> (2019.12 閲覧)

[3-72]

<https://www.spielen-in-der-stadt.de/index.php/projekte/mobile-spiel-und-kunstpro>

jekte/muenchner-sommerspielaktion (2019.12 閲覧)

図 3-72-1 ミュンヘンの子ども向け夏休みカレンダー



[3-73]

<https://www.spielkultur.de/wp-content/uploads/up-down/pask-programmheft-2018-i.pdf> (2019.12 閲覧)

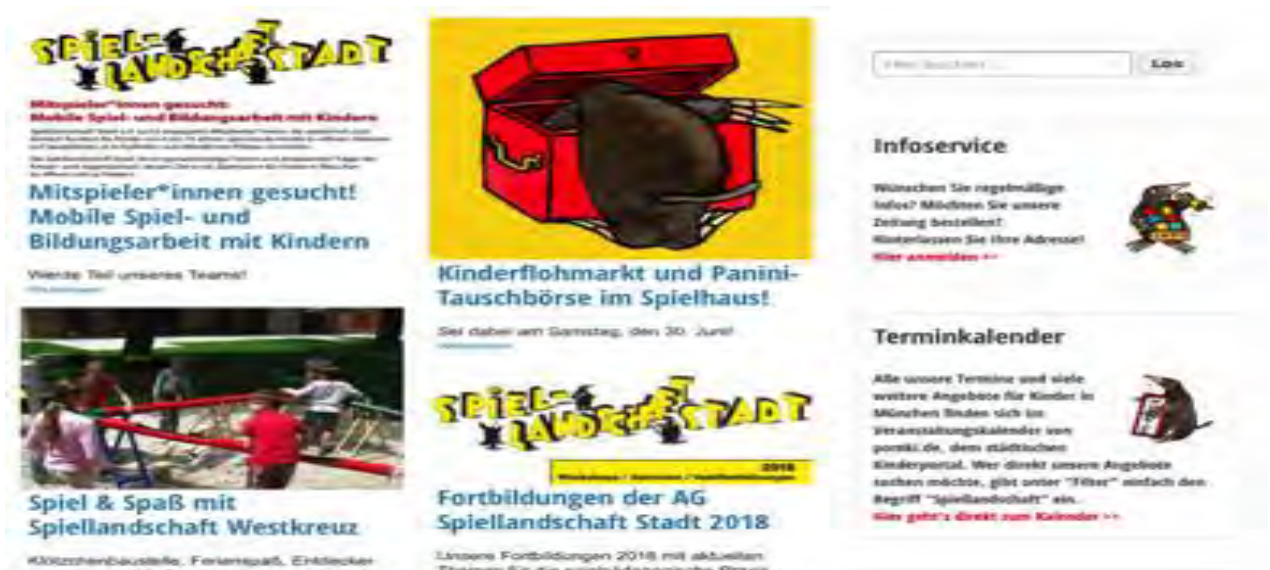
図 3-73-1 ミュンヘンの子ども向け文化活動 プログラム



[3-74]

<https://spiellandschaft.de> (2019.12 閲覧)

図 3-74-1 一つの団体におけるミュンヘンの子ども向け夏休みプログラム例



[3-75]

<http://www.kulturundspielraum.de> (2019.12 閲覧)

ミニ・ミュンヘン等を開催している団体

[3-76]

青少年の野外教育の振興に関する調査研究者会議 (1996 年)

<https://iss.ndl.go.jp/books/R100000002-I000002534739-00>

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/003/toushin/960701c.htm#top

森林を活用した長期体験活動の推進方策に関する調査 (2007 年度)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/itaku-houkokusyo.html>

[3-77]

Isami KINOSHITA, Helen WOOLLEY “Children’s Play Environment after a Disaster: The Great East Japan Earthquake” (Children 2015, 2, doi:10.3390/ children2010039, 39-62, 2015)

[3-78]

<http://kirokueiga.seesaa.net/article/353706722.html> (2019.12 閲覧)

図 3-78-1 宮城県 遊びのアウトリーチ活動 こぼと号



[3-79] Angela Duckworth “GRIT: The Power of Passion and Perseverance” Scribner, 2016

<参考資料1>審議経過

平成30年

- 3月8日 子どもの成育環境分科会（第1回）
役員の選出、今後の進め方について
- 5月28日 子どもの成育環境分科会（第2回）
都市公園行政の近年の改正と子どもの成育環境の課題について
- 8月22日 子どもの成育環境分科会（第3回）
生活道路・地域環境の子どもの成育環境の課題について
- 10月24日 子どもの成育環境分科会（第4回）
教育・保育施設の子どもの成育環境の課題について

平成31年

- 1月16日 子どもの成育環境分科会（第5回）
医療・健康分野から子どもの成育環境の課題について

令和元年

- 6月1日 子どもの成育環境分科会（第6回）
提言骨子案について
- 10月23日 子どもの成育環境分科会（第7回）
提言内容案について

令和2年

- 8月4日 日本学術会議幹事会（第8回）
提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育空間の課題と提言—2020—」について承認

＜参考資料2＞シンポジウム開催

令和元年

6月1日 公開シンポジウム・日独国際シンポジウム

「どうなる外遊びの未来 ～遊びへの社会的介入としての移動式遊び（プレーバス）」

公開シンポジウム どうなる「外遊びの未来」！？

社会的介入としての・遊びを活性化する

移動式遊び プレーバス

2019年

6月1日(土)

12:30受付 13:00開始-17:00終了

会場：日本学術会議講堂

東京都港区六本木7丁目2-3 4
東京メトロ千代田線 乃木坂駅 5番出口

資料集

日本では都市部・農村部問わず、平日の外で遊ぶ日が0日の子が半数以上にのぼる調査結果が出てきました。このような状況において子どもの外遊びはどのように支援するとよいのでしょうか。移動式遊び「プレーバス」の本場、ドイツの方々と共に探っていきます。



ドイツでは...

- ・プレーバスは50年の歴史がある！
- ・中古の消防車もプレーバスに！

日本では...

- ・少しずつ広がりが。
- ・被災地の仮設住宅で



発表

逐次通訳

ドイツ語→日本語



司会 三輪律江(横浜市立大学准教授、日本学術会議連携会員)

書記 斎尾直子(東京工業大学准教授、日本学術会議連携会員)



「ドイツにおける移動式遊びと遊びの活性化 1971年からの展開」

カーラ・ツァハリアス Karla Leonhardt-Zacharias (教育的活動Padagogische Aktion SPIELkultur e.V.)



「なぜ移動式遊び (Mobile Play)、プレーワーカー (Spielpaedagoge) が今の子どもに必要なか？」

ゲルハルト・クネヒト Gerhard Knecht (ドイツ移動式遊び連合BAG Spielmobile e.V.代表、Spiel Landschaft e.V. 代表)



「ドイツにおけるプレーワーカーの教育」

ズザンネ・エントレス Susanne Endres (レムシャイト芸術学院)



「都市環境におけるプレイバスとの協働」

ウルリヒ・ラウ Ulrich Rauh (元ミュンヘン市公園局子どもの遊び空間計画担当)



「現場からみる日本における移動式遊びの展開の課題」

星野 諭 (NPO法人 コドモワカモノまちing 代表)



総合討議

コーディネーター



木下 勇(千葉大学教授 日本学術会議連携会員)



上記発表者に加え、コメンテーター



仙田 満 (日本学術会議特任連携会員、東京工業大学名誉教授、こども環境学会理事長、建築家)

内田 伸子 (日本学術会議連携会員、お茶の水女子大学名誉教授、十文字学園女子大学特任教授・理事)



申込み

参加費：無料(申込で先着300名)

こちらにアクセスの上、申してください。

<https://forms.gle/uD4F2VSWGvA7pKqpb>

主催：日本学術会議心理学、教育学委員会、臨床医学委員会、健康・生活科学委員会
環境学委員会、土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会

共催：(特非)日本冒険遊び場づくり協会、(公社)こども環境学会

後援(予定)：文部科学省、(公財)日本ユニセフ協会、(公社)日本小児医療保険協会

(国研)国立成育医療研究センター、(一社)プレーワーカーズ

ドイツからの登壇者は文部科学省委託日本冒険遊び場づくり協会委託日独青少年教育交流事業で来日。
また開催費用の一部は、横浜市立大学、千葉大学の協力を得ています。

2019.6.1

公開シンポジウム「子どもの戸外遊びが消滅！？」

遊びへの社会的介入としての移動式遊び（プレーバス）」

プログラム

司会：三輪 祥江（日本学術会議連携会員、第24期子どもの成育環境分科会幹事、横浜市立大学国際総合科学部国際都市学系准教授）
記録：斎尾 直子（日本学術会議連携会員、第24期子どもの成育環境分科会幹事、東京工業大学環境・社会理工学院建築学系准教授）

- 13:00 挨拶
仙田 満（日本学術会議特任連携会員、第21期本分科会委員長、東京工業大学名誉教授、公益社団法人こども環境学会理事長、建築家）
- 13:10 主旨説明
木下 勇（日本学術会議連携会員、第24期本分科会委員長、千葉大学大学院創造学研究科教授、公益社団法人こども環境学会副会長）
- 13:30 「ドイツにおける移動式遊びと遊びの活性化 1971年からの展開」
カーラ・ツァハリアス Karla Leonhardt-Zacharias（Pädagogische Aktion SPIELkultur e.V. 教育的活動遊び文化法人）
- 14:00 「なぜ移動式遊び（Mobile Play）、プレーワーカー（Spielpaedagoge）が今の子どもに必要なか？」
ゲルハルト・クネヒト Gerhard Knecht（ドイツ移動式遊び連盟 BAG Spielmobile e.V. 代表、Spiel Landschaft e.V. 代表）
- 14:30 小休憩
- 14:40 「ドイツにおけるプレーワーカーの教育」
ズザンネ・エントレス Susanne Endres（レムシャイト芸術学院）
- 15:00 「都市環境におけるプレーバスとの協働」
ウルリヒ・ラオ Ulrich Rauh（元ミュンヘン市公園局子どもの遊び空間計画担当）
- 15:20 現場からみる日本における移動式遊びの展開の課題
星野 諭（NPO 法人 コドモワカモノまちing 代表理事）
- 15:35 休憩
- 15:45 総合討論
パネリスト：
カーラ・ツァハリアス／ゲルハルト・クネヒト／ズザンネ・エントレス／ウルリヒ・ラオ／星野 諭（前掲）
コメンテーター：仙田 満（前掲）
内田 伸子（日本学術会議連携会員、第23期本分科会委員長、お茶の水女子大学名誉教授、十文字学園女子大学特任教授・理事）
コーディネーター：木下 勇（前掲）
- 17:00 閉会
ドイツ語通訳：小貫真貴子・須賀幸子

主催：日本学術会議心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会
環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会
共催：（特非）日本冒険遊び場づくり協会、（公社）こども環境学会
後援：文部科学省、（公財）日本ユニセフ協会、（公社）日本小児医療保険協会
（国研）国立成育医療研究センター、（一社）プレーワーカーズ

※ ドイツからの登壇者は文部科学省委託日本冒険遊び場づくり協会受託日独青少年教育交流事業で来日。
また開催費用の一部は 横浜市立大学、千葉大学の協力を得ています。

開催主旨

日本学術会議の子どもの成育環境分科会は人文社会、生命科学、理工学と多分野にまたがる（心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同の）学術会議としては珍しい形態の分科会で10年以上にまたがり継続して委員長もそれぞれ分野で交代して子どもの成育環境に関して検討をして、これまで空間、時間、方法、コミュニティについて提言を重ねてきた（詳細は日本学術会議の提言や報告のWebページで見ることができます。）。

今期、10年前に提言にまとめた子どもの成育空間に関する提言に続いて、より現実的な施策に反映するべく関連省庁の担当職員を参考人に検討を重ねてきた。様々な調査で明らかになっている戸外遊びの減少は、体力の低下のみならず、やる気、応用力など非認知能力獲得への影響も指摘されている。都市や農山漁村部の空間は社会的要因も含めて、子どもが遊ぶ空間となくなっている。

ドイツでは子どもの遊びを活性化し、学び、成長を支援するSpielpaedagoge(遊び教育家)という専門領域が確立し、大学等でも養成課程が設けられている。またプレーバスなど移動式の機材をもって空間を劇的に遊び場に変容させるシステムが発展している。文部科学省の日独青少年教育交流事業の一環で来日する専門家を交えて、日本での遊びへの介入(intervention)の方策について、これまでの議論を踏まえて展望したい。I

前期の分科会(内田伸子委員長)で「子どもの貧困」の問題の検討で「学術の動向」に特集を組んだ。その中でドイツの事例を調べた時に子どもの支援に多くの民間の非営利団体(日本でいうNPO、NGO)の役割が大きく関わっていることがわかった。その背景として青少年支援の法体系に、青少年支援は多様な主体によって担われること、行政はそれら民間の支援団体と協働し、委託することが定められている制度上の背景があることがわかった。またそのさらなる背景に補充性の原理が通じていることも(下段 参考)。

一方、比べて我が国の子どもの支援は多様性を欠き、民間との協働の文化も十分に育っていない。ましてや子どもの遊びについてはその重要性も社会で共有されておらず、プレーワーカーという専門職も位置づいていない。ドイツでプレーワーカーにあたるSpielpaedagoge(遊び教育家)の言葉がドイツで言い出されたのは日本より約5年ほど前のことでありながらも、ドイツではすでに完全に定着している(まだ不十分と彼らは言うが)。この半世紀の間の差は何によるのだろうか。また、日本では移動式遊びの支援は東日本大震災の広域にわたる被災地での子どもの遊びの支援に有効であることが認識され(星野諭氏らの移動遊び基地、(特非)冒険遊び場づくり協会が気仙沼に冒険遊び場を設置し、日本ユニセフ協会から各県1台寄贈されてプレーリーダー達が(一社)プレーワーカーズとして移動式遊びの活動を運営したり)、ようやくその方法への関心が寄せられてきた。だが調べると移動児童館という移動式のサービスは彼らより10年早く宮城県で導入されていた。なぜそれが日本で継続的に発展しなかったのだろうか。遊びの重要性の社会的共有や民間との協働の文化が育っていないことにも起因しているのではないだろうか。

当方の研究室で最近実施したいくつかの地方自治体と都市部の小学校1年から6年までの全学年への調査結果(博士学位候補生 寺田光成君をリーダーとする子ども環境グループ)によると平日(月から金)外で全く遊ばない子が都市部で8割、農村部でも5割以上にのぼるという結果が出た。ここでは以下の問いについても考えてみたい。

- (1) 日本でも子どもの遊びの危機的状況に、国も地方自治体も、民間もふくめて社会的(制度、政策、組織、体制など)な介入が必要ではないだろうか?
- (2) 必要としたらどんな介入か? その中で移動式遊びの仕組み、遊びから学びを支援するプレーワーカーのような専門家養成と社会での雇用が必要ではないだろうか?
- (3) 以上の類似の事例は10年前にも学術会議で提案しているが、なにが障壁となっているのだろうか。なぜドイツのようにできないのだろうか、ドイツから学びながらも日本の状況に合わせた展開として何ができるだろうか?

木下勇(日本学術会議 子どもの成育環境分科会委員長 主催代表として)

参考: 木下勇: 子どもの貧困と遊びに関わるNPOの連携—ドイツの事例から—、学術の動向 2017 10 特集1 子どもの貧困, p.66

ドイツのミュンヘンの移動式遊び活動の発展の歴史

カーラ・レオンハルト・ツァッハリアス Karla Leonhardt-Zacharias, Pädagogische Aktion SPIELkultur e.V., (eingetragener Verein 日本で社団法人にあたる) 教育アクション「遊び文化」前事務局長

1968/69 年頃、世界で変革を求める学生運動が起こった。教育分野でもまた、この展開に影響を受けた動きがある。

ドイツのミュンヘンで若い美術教師たちがオールタナティブな教育の形態を考えた。それは学校の構造が創造的な活動に本当に適していないと学生たちとともに感じるようになっていたからである。それゆえ、彼らは環境の中の活動やハブニングのようなものをやりはじめた。彼らは活動の中で都市の中の多くの子どもがこの種の活動に興味を持つことを知り、多くは寄贈された材料で普通ではない特別な遊びの活動をし始めた。都市ではビルが多く建設され、車交通が増え、郊外に集合住宅地がつくられてきた環境の変化によってますます子どもの遊びを支援する必要性が増してきたからである。

1971 年、この活動からハンス・マイヤーホフナーとヴォルフガング・ツァハリアスの二人は 1972 年のオリンピックに向けてオリンピック村にて今までにない遊び場をつくることを相談された。その時に、彼らは固定された遊び場は制約などが生じて限られた遊びの可能性しかないことにすぐに気づいた・・・この時がミュンヘンにおける移動式の遊びの活動の始まりである。

最初のプレーバスはオリンピックの最中の 1972 年に 4 箇所の場所にて、各場所 1 週間の活動をすることで始まった。プレーバスによっていろいろ異なる場所、時間にて、プレーワーカーは遊びの材料とアイデアを提供できる。1978 年に P.A.e.V.(教育的活動法人) の報告書で移動式遊び活性化活動の 4 つの重要な原則が示された。

遊びの空間

遊びの時間

遊びの仲間 (パートナー)

遊びの材料



ミュンヘンの移動式遊び活性化は実りある発展をした。市の青少年課（この種の活動の支援提供に責任を有する）の支援を得て、ミュンヘンの「夏の遊び活動」（ミュンヘンの遊び活性化の名称）は大きく成長し、1975 年に 2 台のプレーバスが並行して活動を進め、1977 年には 3 台に、そして 1978 年に 4 台となった。（注 1979 年には国際児童年の記念に彼らの遊び活性化の一つのメニューであった「遊びの街」が「ミニ・ミュンヘン」として開催され。それはドイツや周辺諸国のみならず、日本にも飛び火して現在、約 100ヶ所で日本国内でも開催されるようになった。）

ますます、プレーバスは特別なテーマ、例えばサーカス「ブンパーヌードル」、「水遊びプレーバス」、「冬遊びプレーバス」、昔の遊び-新しい発見、ミュージアムバス、ジャグリング遊び、お化け列車プレーバス、ミニプレーバス、祭りのバス、物理学習プレーバス、移動野菜、移動芸術、移動建設遊びなど、プレーバスは常にいろいろなタイプが生まれている。

1979 年は国際児童年で新しいアイデアに大きな関心が寄せられ、特別な予算が計上された。そこで移動式の遊び活性化の考えと実践に多くの要望が寄せられ、この種の教育の考え方が発展してドイツ全体および周辺諸国に広がった。

※ (Play-bus, Spielbus をここではプレーバスと表記する。日本に冒険遊び場を紹介し世田谷区での羽根木プレーパーク設立者で初代 IPA 日本支部会長の故大村輝子氏から、Playpark、Play leader の Play をプレーと表記するのが定着しているのと注意喚起されたことに依拠している。またここでは Spielmobile (mobile play) は日本で言うプレーバス、プレーカー、移動式遊び(場、活性化、活動)と同義的な意味で使用している。)

ドイツ プレーバスのネットワークで移動式遊びネットワーク団体の設立へ
ゲルハルト・クネヒト Gerhard Knecht, Ceo Spielmobile e.V. (移動式遊び連盟代表)

1992年にドイツ連邦のプレーバスの連合組織がアウグスブルグで設立された。それはドイツ全体で連携して活動の質を高める互いの研鑽とメンバーへの教育をすることでプレーバスの活動をよりよくして子どもの権利を推進するためである。

プレーバスの組織「Spielmobile e.V. (プレーバス連盟)」は遊び、遊び場そしてコミュニティで新しい遊び場をつくり子どもの参画を開発し推進する。子ども、若者、大人、家族相手に遊びが豊かなコミュニティを築く。それは市街地中心部、郊外、そして離れた農村部でも子どもたちの家の近くへ出ていって行く。

では移動式の遊びはどんなサービスを提供しているのか？これらは子どもが遊ぶことがあまりできない家族や遊びの資源がないコミュニティにサービスを届ける。まず、人が出会い、くつろぎ、互いを助け合い、情報を得る窓口店(ワンストップサービスショップ)を設け、遊びの機会を増すための助言や研修を行っている。それによって子どもたちが集まって遊ぶように、自由で誰もが来やすい雰囲気のある場を築き、社会的障壁を取り除くことができるようにする。

プレーバス連盟はドイツのコミュニティで移動式遊びをすすめて遊びを支援する唯一の組織である。会員には行政や民間問わずどんな組織でも参加できる。プレーバス、青少年活動のバス、そして旅行のアートのバスなど160の団体が参加している。

多くはドイツからであり、オーストリア、スイス、フランス、ベリギー、オランダ、イタリア、ポーランド、そして英国からも参加している。そしてオーストラリア、中国、ウクライナともプレーバスやプレーワーカーと連絡をとりあっている。

2010年からの長い間の政治的な運動から、連邦の教育科学省、そして家族・高齢者・女性・青少年省の支援を得るようになった。これによってドイツの都市や農村などさまざまな地域に住み遊ぶことが十分にできない難民の子どもたちへの遊びの特別な支援をドイツ全体の仲間とともに行うことができるようになった。



「ドイツにおけるプレーワーカーの教育」～芸術教育学院の役割

ズザンネ・エントレス Susanne Endres (レムシャイト芸術学院 講師)

その使命と役割

連邦およびノルトラインヴェスト(NRW)州の芸術教育学院は1958年に設立された。それは連邦とNRW州の子ども若者のための若者の成長のために、芸術教育の全体の範囲にまたがるコースが用意されて、社会教育と文化的活動を進める専門家に資格を与えて継続的トレーニングをすすめる養成機関である。

この学院は音楽、リズム、ダンス、演劇、遊び、文学、美術、メディア、一般的な芸術教育と社会心理学と臨床を学ぶことができるドイツで唯一の機関である。ここでは、さらにこれらの技術的な基本を学ぶ継続的な研修を進め、また学際的にいくつものコースで学ぶことができる。その様々な異なったコースが提供され、長期的継続研修と資格取得、セミナーやワークショップなどがある。

芸術教育学院は資格ある専門家を擁し、実践における理論、政策の検討、そして理念つまり考え方を学ぶことができる。調査研究や評価方法も教育や社会の様々な課題の分析方法と同様に学ぶ。

自己の理解

* 学際的な芸術と教育

専門の幅は広く、多くの専門と現場にまたがる新しい内容を含む方法論を創るさまざまな芸術原理から、学際的な研究室や共同作業がある。

* 基本原理としての持続可能性

芸術教育学院は継続して学ぶ持続可能な特別な研修を提供している：集中して相談に応じ、長期的プログラムと専門家同士が交換し、専門的力量を身につける集中課程がある。

* 個人の成長に焦点

芸術教育学院は子どもや若者が多面的な刺激ある経験を芸術教育の中で体験できるようにしている。さらにくわえて、専門的内容、第一にそれぞれの課題において課題中心の理解を進める教育(問題解決学習、プロジェクトベースの学習)の専門家各々のやり方を大事にしている。その結果、継続的な研修が続いている。

* 専門の強化

芸術教育学院は継続的な研修を提供し、理論と実践が関連づけられ、実証された活動を目指している。芸術と教育分野の高い水準の質の特激的な内容で、理論と専門的実践のつながりを基本としている。多分野の継続的な研修コースは受講生が探求的に学び、学んだ内容と方法が実際の現場に反映される。

* 多様性と包摂

芸術教育学院は文化多様性を肯定的に理解し、推進しようとしている。理念、方法と実践の事例を使い、それら混ざり合った資源を芸術教育と包摂の実践に活発に取り込んでいる。第一には全ての人に教育のプロセスに平等に参加できるようにすることである。

* 本来の対象と生活環境

この学院での教育と研修の理念と方法は若者の生活環境を対象としたものであり、興味と条件全体に応じて変えることが考慮される。社会的変化に応じて芸術教育の重要性の見地から評価される。

* 参画

芸術教育学院では「参画」はさらに継続的な研修の理念と同時に内容および方法論として必要不可欠な異本的原理であると認識している。意思決定過程に関わる意味で「参画」は組織および全体の重要なデザイン要素でもある。

資源

* チーム

学科の運営の常勤スタッフには様々な分野の専門原理に通じた高度なレベルの専門家を雇用している。研修の参加者は彼らの特筆される芸術と教育の専門性と実践の経験から学ぶことができる。さらにまた多くの客員講師と専門家が教育と専門的議論を盛り上げている。

* 環境と雰囲気

ダンススタジオから工房、会議室まで：よく装備された配置が実践と芸術的活動への理想的な環境となっている。芸術的材料と室内装備を考慮した優れた条件が特別な雰囲気での自由な感覚と集中した時間を保証している。さらにまた、芸術教育学院は集中した継続研修の理想的な環境を提供する「山岳地帯」の中心の右にある景観地区に位置している

* 地域から世界への活動範囲

芸術教育学院の専門活動は地方、州、国と同時に国際的レベルを対象とする。レージョ・アカデミーAkademieRegio プログラムは地方のレベルのネットワークに専念したものである。国際レベルではドイツ UNESCO 委員会の援助を得て国の監督の下にヨーロッパの芸術教育ネットワークの設立を支援している。

* ネットワーク

芸術教育学院は芸術教育分野の人や組織、機関の総合的なネットワークの一員である。ドイツ子ども&青少年フィルムセンター、「NRW 学校と青少年活動における文化教育」情報センターなど、重要な芸術教育団体や組織と同じく多様なネットワークの設立を支援している。

遊び教育の特別な教育学

ゲームや遊びは最初の形態から改良され、変化し、進化している。私たちは多かれ少なかれ、新しいが、多くは一時的なトレンドに終わる出来事にいつも出会っている。しかしながらこのようなトレンドはプレーヤー（のみ）が知り得るルール、コード、場所、イベント会場、また適した必要な装備を備える性格が強いものである。ゲームはアイデンティティ、社会、文化に強く関係し、そしてある種のゲームは、例えば技術点条件などで、新しい人たちのみに供される。

以下の質問はこの学院の教育とコースで呈されている。

- どのような革新的なアイデアが遊ぶ人の感覚を動かすだろうか？
- どのような学びと実験の空間が子どもと若者が使うデザインに導くか？
- どのような遊びと遊びの世界がアイデンティティと開かれた活動空間をつくるのであろうか？
- どのように専門家の力(Impulse 衝撃)が子どもや思春期の若者の日常の世界に関わることができるのか？
- 多様性が特徴の今の社会において遊びはどんな価値を有すのか？
- 遊びのリーダーたちにどんな重要なリーダーの役割が演じられているのか？

この学院は芸術教育の原理に基づき、創造、デザインと遊びの実践を様々な対象の人たちと機関に提供している。昔の遊びから刺激を得て参加し、多様性を実感し、様々なメディアにまたがりデジタルの活動から、文化教育における遊びの新たなトレンドを探索して開発する。この目的のため、子どもや若者の教育、屋外や移動式の子ども青少年活動、および学際的プロジェクトにおいて技能達者な実践家に様々な課題の優先事項をもって私たちは資格認証を授与する。



さらに詳細は www.kulturrebildung.de

ミュンヘンの公共の公園と遊び場「都市環境におけるプレイバスとの協働」

ウルリヒ・ラオ Ulrich Rauh (元ミュンヘン市公園局子どもの遊び空間計画担当)

ミュンヘン市は 150 万人の人口と周辺に 150 万人を抱える都市圏である。市中には大きな公園と小さな公園、ポケットパークがある。レクリエーション、自然を満喫し、スポーツ活動、そしてもちろん子どもの遊びのため、これらの緑地は都市の生活の質のために大変大事なものである。ミュンヘン全体では 750 の遊び場がある。その中にはたいへん小さい遊び場、それらは 6 才までの幼児用の遊具が置かれたもの、また 12 才までの大きな子どもの遊び場、そこでは遊具に登ったり、高いブランコなどに挑戦することができるものがある。そしてまたユースのためにはサッカーグラウンド、バスケットボールコート、そしてスケートの施設がある。市の目標は以下のことである。幼児は家から 200m の距離に、それより大きい子どもには 500m の距離に、ユースには 1 km の範囲にそれら施設を用意する。これらの遊び場は昼でも夜でも、誰にも開かれている。新しい住宅地ができると、その新しい住民のために緑地とこれら遊び場が整備される。ミュンヘンは人口が毎年増えているので、毎年 10 から 20 の遊び場が計画、整備されている。もちろん老朽化したり、あまり使われない遊び場は改修される。

公園行政は様々な年齢の子どもに適した想像力を刺激する遊び場をデザインしようとしている。この目的のために登攀遊具や他に興味を惹く設備を設けようとしている。

これらの遊具以外に樹木や藪などを抜いたり、築山や巨石に登ったりして遊ぶ自然環境を創造することも特に重要である。最後に重要なのは子どもや親が興味を持って集まり、交友関係を広げる遊び場をつくることである。というのは大都市で誰がいるか知らない世界に住んでいるのだから。そこでは一生の間に影響を与える友人と出会うこともあるかもしれない。

公園行政は 30 年以上もミュンヘンの移動式遊び活性化チームとプレイバス集団と協働している。公園でのリスクと安全性などの様々なトピックでのワークショップも開かれた。新しい遊び場を整備する時や古い遊び場を改修する時は、プレイバスはこれらの遊び場での創造に役立つ遊びの活動をしてきている。一年を通して、プレイバスは様々な遊び場に来て、豊かな遊びを提供してくれている。

Öffentliche Parks und Spielplätze in München



日本における移動式あそび場の実践

～都市部や被災地における11年間の活動と成果～

NPO法人コドモ・ワカモノまちing 代表 星野 諭



はじめに

近年、子どもを取り巻く環境は急速に変化し、子どもたちが道で遊び、近所のおじさんやおばさんがそれを見守る。そんな当たり前の光景がほとんど無くなりました。大人の都合により、子どもたちと地域の多様な人・自然・文化とふれあう機会が減り、子どもの5間（＝時間・空間・仲間・すき間・手間）がどんどん失われています。特に都市部では、それが顕著で、子育ての孤立化や子どもの騒音問題、子どもの貧困や子どもの居場所、希薄なコミュニティなど無縁社会の子育て環境が大きな社会的問題となっています。

今こそ、この遊びの価値を日本の社会として見直し、当たり前の遊ぶ権利を確保し、まちの中で子どもが遊べる環境づくりと地域で見守るコミュニティを再構築することが、とても重要だと私は考えています。

移動式あそび場の経緯

2004年神田駅近くの路地にあった築40年の木造長屋を借り、周辺大学や専門学校の学生で運営メンバーを募り「子ども基地」という子どもの居場所をつくりました。町の工務店や取り壊し中の家などから資材や必要な道具を調達し、子どもと一緒に改装し、2階は学生のシェアハウスとして、1階は子どもたちに開放しました。月曜日～土曜日の放課後のあそび場として、地域イベントの拠点として、子どものやりたい！を重視した小さな児童館のような場でした。複数の大学生で共同運営していたため、子どもと若者の個性のかけ算で、毎日、多様な遊びが展開されていきました。

しかし、2年後にマンション開発で取り壊しが決まり、立ち退きました。他の物件を探しても、な

かなか見つからなく、まちを歩いている時に、偶然、自動販売機に停まっていたボトルカー（トラック）を発見しました。「そうだ！まちには、道路も空き地もある！あのトラックに様々な材料や道具を載せ、遊びを出前すれば、まち中に子どもの遊ぶ姿を取り戻し、子どもの見守る環境を再生できる」と逆転の発想を思いつきました。そして、次の日からトラックの物品協賛のお願いで企業に電話したり、企画提案し続け、ついに2008年4月にトヨタ財団の助成金を受け、中古1.5tトラックを購入し、移動式子ども基地をつくりました。



写真-1 移動式子ども基地 第1号

放課後や休日の道や広場に、様々なモノ（自然素材、リユース玩具、世界の楽器、絵本、昔遊びやオリジナル遊具など約100種類）を搭載したトラックが現れ、多世代の遊び場に変身させるというものでした。現代版の紙芝居屋さんでもあり、縁側のような場づくりを目指し、地域の保護者や学生、町会や商店街、企業や市民活動団体等と有機的なネットワークをつくり、共働&共創することで、子どもたちの5間を再生するきっかけになると考えました。

ちなみに、2019年現在、プレイヤーを4台つく

り、今は5台目の軽トラ型を制作中です。また、リヤカー型、ベビーカー型、オカモチ型の複数ミニ移動式子ども基地を併用して活動しています。

住宅街や商店街での道遊び事例

ここでは2つの道遊びの事例を紹介します。まずは、東京の根津にある藍染大通りのあそび場です。毎週日曜日の歩行者天国となっている道に、月1回「遊びの出前」をしてきました(約4年間実施)。地域の保護者たちと協働し、道路(約50M)の片側半分を子どもの遊び場として開放してきました。道路に、竹の流し素麺ならぬ流しビー玉を作ったり、ゴザを敷いて積み木や打楽器をしたり、ベーゴマなどの昔遊びなどを行ってきました。道に将棋台を置いておくと、高齢者と子どもの将棋教室が自然に始まります。ベーゴマやお手玉を置いておくと、高齢者が子どもに教えてくれます。核家族中心の現代社会で、道が多世代を自然に交流させる絶好の場となったのです。



写真-2 道路で昔遊び&将棋

次に、千代田区の神田にある出世不動通りで行っている大人縁日を紹介します。年に1回の道遊びイベント(9月上旬)ですが、立ち上げたきっかけがとても面白いです。地域の40~50代の方々が「夏になると子ども縁日があり道路で遊んでいる。だったら、年に1回くらいは、大人も道で飲んで、歌って、踊って、遊んでもいいよねー。」と声をあげ、行政や警察と掛け合って2006年から実現した

企画です。神田駅前の約150mの道路(2ブロック)を封鎖し、ステージや屋台、長机や畳、酒樽ベンチなど様々な縁側の空間をつくり、老若男女1000人の大宴会ならぬ大縁会を行います。運営方法は、地元商店街を中心に、町会や地元アーティスト、NPOや学生たちが、毎年新たな提案をし「言った人が自分の責任ですべてやる」というスタンスで実施しています。この道イベントでは、子どもから大人、在住・在勤・在学が分野を越えて交流し、神田らしい「昭和・人情・路地・オヤジ」の景色が観られます。大人たちの遊び心が、地域の分野を超えたコミュニティを再構築してくれています。



写真-3 道路に畳を敷いて多世代交流

マンションの公開空地で月1遊び事例

全国各地のマンションの再開発で必ず出てくる課題が、マンション内の顔の見える関係づくりや周辺の住民とつながりが無い中で起きる新旧住民のトラブルです。それらを解決するひとつの方法としても移動式あそび場は有効手段になります。千代田区で1番高い超高層マンション(地上41階、高さ164.8m)の公開空地に、月1回遊びを出前しています。この活動は、マンションが建つ前から実施し、空き地や隣接の道で地域住民やマンションの新住民、学生や子どもたちが交流する企画を行いました。若者がまちの魅力を発信する地域誌を制作したり、地域資源を生かした多様なイベントを企画したり、老若男女が道路で遊ぶことをし

てきました。マンションが建ってからは、月1回公開空地をあそび場に変身させ、季節に合わせた遊びや様々な素材によるあそび「ワテラスキッズ」を展開しています。また、おさがり広場として、子ども服の交換できるコーナーをつくり、保護者の交流の場にもなっています。



写真-4 公開空地で子どもの遊び

運営の特長としては、このマンションに住む学生居住者(地域貢献をする条件で安く入居できるシステム)がボランティアとして参加しています。

これまでの6年間、月1回の定期開催により、子どもと子ども、親と親、新旧住民がゆるやかにつながり、常連のファンができると共に、地域への愛着が生まれいくのを実感してきました。

オフィス街における道遊び事例

オフィス街の道遊びの事例を2つ紹介します。まずは、昨年の夏休みに行った六本木ヒルズの盆隔りにおける「こどもきち」です(毎年実施予定)。道路を2日間封鎖し、芝生を敷いて積み木やコリント等をする裸足コーナー、道に巨大すごろくを描き、家族でミッションをクリアするコーナー、さらに道路にアーティストと一緒に、白ガムテープでらくがきをするという企画も実施しました(片付けの時間が短い場合は、現状復帰義務の都合上ガムテープ適しています)。8月の真夏の暑い日にも関わらず、開始時間前から50名以上の長蛇

の列ができました。その後も周辺の住民やオフィスから次々と人がやってきて、人数制限するまでになりました。高齢者の方が「道で子どもが遊んでいる景色は、最近の東京では見られなくなった。何だかうれしかった」と語ってくれました。



写真-5 オフィス街でらくがき大会

次に、丸の内仲通りで2年間実施した豆緑日を紹介します。道路活用の実証実験も兼ねておこなったイベントですが、冬の2月の節分の時期(金〜日)に道遊びを行うという企画でした。道路に芝生を50m敷き、学生が制作した遊具を置いたり、昔遊びや素材あそび場をつくったり、節分にちなんで様々な豆あそびや豆の屋台を楽しめるイベントを行いました。金曜日は、ランチ後のオフィスワーカーも遊びに参加したり、通りかかった買い物客や観光客の方々も遊びに参加していました。



写真-6 オフィス街で移動式遊具

被災地における移動式あそび事例

最後の事例は、3.11 震災復興支援活動における移動式あそび場です(現在進行中)。震災直後から石巻を中心に、現地の団体と一緒に、仮設住宅や児童館、駐車場や広場、学校の校庭などに出向き、遊びの出前をしてきました。

震災後 6 カ月、津波で大きな傷跡が残る駐車場で遊び場を実施しました。ビー玉で遊ぶ子ども、楽器で大人とセッションする子ども、積木で津波ごっこをする子ども、ほっこりカフェでおしゃべりする親など、大人も子どももそれぞれが自由に過ごしていました。すると 4 才くらいの子どもと親がやってきて、お母さんからぎゅーと手を離さずにいました。「この子はあの日から怖くて、6 か月間トイレもお風呂もご飯の時も、まったく手を離せないんです」と固まっていた。しかし、しばらくすると女の子は手を放して遊び出しました。遊びの力で、自分自身の本来の力で、一步踏み出した瞬間でした。お母さんはずっとずっと涙をしていました。そこで、私は「あそび環境を豊かにすることが、子どもの内なる世界と外なる世界、今と未来をつなぐことだ！遊びは世界を平和にする」と強く確信しました。

また、2012 年から 10 団体以上が協働して毎年実施している道路や空き地などをつかった「こどものまち×ストリートパーティ」という活動もあります。子どものまちとは、大人が教える職業体験ではなく、18 歳以下がまちを実際に運営し、自分たちで企画を考え、そのまちの課題を子どもたち自身で解決していくという子どもが主役のまちづくり活動です。また、ストリートパーティは、道路を封鎖し、芝生を敷いて、遊具を設置したり、道具や素材を置いて様々な遊びができるようにした道路を公園やプレイパークのような場にするイベントです。ここでは、離れ離れになった友達が再会したり、生き生きとした子どもの笑顔で地域の大人も元気になったり、コミュニティを再生するきっかけになりました。



写真一七 石巻のストリートパーティ

おわりに

子どもを取り巻く課題が複雑に絡み合う今、1 団体や 1 地域だけでは限界があります。立場や地域を超えて人・知恵・資源をシェアし、共感・共楽・共働で、場づくりや仕組みづくりを取り組むことが大切です。

子どもの活動を開始してから約 20 年、移動式あそび場を実施して約 11 年、何度も「遊びの力」を見てきました。子どもと子ども、大人と大人、まちとまちがつながり、地域のコミュニティを再構築していく過程を感じてきました。しかし、遊びを出前しないといけない社会は、まだ不健全だと感じています。「子どもがまちで自由に遊べる」この当たり前の権利を確保するためのきっかけでしかないのです。小さな一歩かもしれませんが、道やまち遊びを継続していくことで、移動型から常設へ、車優先から暮らしやコミュニティ優先の道路づくりに向けて、子どもの居場所と子縁コミュニティをまち中に育てていきたいと思えます。

経済性や合理性だけでなく、遊び心がいっぱい、子どもと一緒に成長していく、そんな社会づくりを共にしましょう！

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです¹。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目を1～11をチェックし、さらに英文タイトル（必須）、英文アブストラクト（任意）、SDGs との関連の有無（任意）を記載し、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：子どもの成育環境分科会・木下勇

和文タイトル 我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー成育空間の課題と提言 2020ー

英文タイトル（ネイティヴ・チェックを受けてください）

Towards the Improvement of Child Growth Environments –Challenges and Suggestions of the Child Growth Space 2020-

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	① はい 2. いいえ
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	①. はい 2. いいえ
3. 論理展開 2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定していますか（例：文部科学省研究振興局等）。	①. 部局名： 2. いいえ
4. 読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。※図表を含む	①. はい 2. いいえ
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	①. はい 2. いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。	① はい 2. いいえ
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	①. はい 2. いいえ
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等を行わず、適切な引用を行った。	① はい 2. いいえ

¹ 参考：日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014 年 5 月 30 日）。
<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/1>

9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	①. はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	①. はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	①. はい 2. いいえ

※9で「はい」を記入した場合、その提言等のタイトルと発出委員会・年月日、既出の提言等との関係、相違点等について概要をお書きください

日本学術会議の第20期には、第一、二、三部の分野横断的な課題別委員会「子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会」が立ち上げられ(平成17(2005)年)、対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」(平成19(2007)年)のとりまとめがなされた。この対外報告以降、空間(平成20(2008)年8月、および検証と新たな提案の報告が平成23(2011)年9月)、時間(平成25(2013)年3月)、方法(平成23(2011)年4月)、コミュニティ(平成29(2017)年5月)という4つのテーマで、子どもの成育環境分科会の提言、報告がなされてきた。

子どもの成育空間分科会は学術会議内でも珍しく、10年以上にわたり、子どもの成育環境について検討し、会期の変更とともに委員長も第一、二、三部にわたって交代し、これまで上記の提言、報告をしてきた。この間に子どもの成育環境は改善されたかということ、残念ながらそうは言い難い。

本委員会が始まってから、提言がどのように省庁の担当部署に読まれているか、モニタリングを二度ほど実施したが、残念ながら提言を見たことがあるという回答はわずか10%弱であった(参照、平成23(2011)年9月報告)。国はますます少子化が進行しているが、女性の就労の促進もあり保育所の待機児童問題から子育てが課題となってきた。そのような時に国土交通省都市局の担当から過去の提言を参照して、「子育ての観点からのまちづくり」について関心が寄せられた。学術会議は国の課題について学識の観点から先を読んで対策なりの提言をすることも役割として持っている。その提言が効果的に政策に反映するには、現場がどのような課題を抱えて、何を必要としているか知ることも重要なことであると認識し、24期は関連省庁の担当部署とともに成育空間の課題を検討してきた。提言は過去の空間に関する提言を引き継ぐもので、この10年間の経緯・変化を鑑みて、解決できていない課題、より深刻化する課題、新たな課題を含め、そしてより具体的な政策にからめて提言している点が過去の提言と異なる。

※チェック欄で「いいえ」を選択した場合、その理由があればお書きください

◎ SDGs(持続可能な開発目標)との関連(任意)

以下の17の目標のうち、提出する提言等(案)が関連するものに○をつけてください(複数可)。提言等公表後、学術会議HP上「SDGsと学術会議」コーナーで紹介します。

1. (○) 貧困をなくそう 子どもの貧困
2. () 飢餓をゼロに
3. (○) すべての人に保健と福祉を 児童福祉
4. (○) 質の高い教育をみんなに 学校等の施設、遊びと学び
5. () ジェンダー平等を実現しよう

6. () 安全な水とトイレを世界中に
7. () エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. (○) 働きがいも経済成長も 将来の人材育成の面で
9. (○) 産業と技術革新の基盤をつくろう ヘックマンの非認知能力で
10. (○) 人や国の不平等をなくそう 子どもの権利
11. (○) 住み続けられるまちづくりを 少子化対策 子どもが育つまち
12. (○) つくる責任つかう責任 公共施設整備、住宅、遊具、ゲーム等
13. () 気候変動に具体的な対策を
14. () 海の豊かさを守ろう
15. () 陸の豊かさも守ろう
16. (○) 平和と公正をすべての人に 子どもの社会参画
17. (○) パートナリシップで目標を達成しよう 子どもにやさしいまちづくり

※「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

2015年9月に国連総会が決議した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げた目標。

詳細は国連広報センターHPをご覧ください。

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

提言等公表時のSDGs説明

この説明は、日本学術会議の意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）を日本学術会議ホームページのSDGsコーナーで紹介し、多くの関係者の閲読を促進するためのものです。

提言提出時のチェックシートにおいてSDGsとの関連に記述した場合は、日本語紹介文と英文アブストラクトを記載し、提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：子どもの成育環境分科会・木下勇

和文タイトル 我が国の子どもの成育環境の改善にむけて－成育空間の課題と提言 2020－

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連

チェックシートで選択した項目に○をつけてください。

1. (○) 貧困 2. () 飢餓 3. (○) 健康 4. (○) 教育 5. () ジェンダー平等
6. () 安全な水 7. () エネルギー 8. (○) 経済成長 9. (○) 産業と技術革新
10. (○) 不平等 11. (○) まちづくり 12. (○) つくるつかう責任 13. () 気候変動
14. () 海の豊かさ 15. () 陸の豊かさ 16. (○) 平和と公正 17. (○) パートナリシップ

◎ 和文紹介文 200字以内

子どもの成育環境に関する分野横断的な最初の提言から10年を経てもなお、子どもに不寛容な社会、貧困、虐待、引きこもり、外遊び減少等、より深刻化する状況を鑑み、1) 子どもを中心においた投資

と政策、2) 各成長ステージで子ども自身の力が育まれる環境・社会づくり、3) 子どもの育ちを多世代で包括的に支援する社会づくり、4) 分野横断的に居場所となる空間づくりについて具体的に空間整備関連の施策提言としてまとめた。

◎ 英文アブストラクト 150 words 以内

The Science Council of Japan has been examining the growth environment of children across fields and has give suggestions four times about space, time, methods, and communities. Ten years after the first suggestions about space, the situation of children's environments has become more serious, such as reduced outdoor play of children, poverty, abuse, withdrawal and intolerant society to children. Therefore, the following suggestions are proposed as spatial policies.

- (1) Investment and policy focusing on children
- (2) Creating an environment and society where children can develop their own strengths at each stage of their growth.
- (3) Creating a society where children are taken care by many generations continuously.
- (4) Expanding children's policies and strengthening the cross-sectoral system to create a third place for children.

◎ キャッチフレーズ 20 字以内

未来のために子どもファースト、遊び活性化

◎ キーワード 5つ程度

子ども、空間、外遊び、居場所、子どもの育ちへの包括的支援